

令和5年6月市議会総務委員会資料

所管事項調査

目次	ページ
1. 分掌事務及び事務の現況等について	
(1)分掌事務	2～13
(2)入札制度の概要	14～19
(3)入札・契約制度関係資料	20～24
(4)市税の基礎等一覧表	25～27
2. 市税の状況について	28～38
3. 宿泊税導入後の状況について	39～42
4. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税の対応状況について	43～46
5. 市有地の処分について	47～51

理財部

令和5年6月

1 分掌事務及び事務の現況等について

理財部【分掌事務】 ・市有財産に関すること ・税に関すること ・入札、契約及び検査に関すること

【機構】8所属 職員数257名(再任用等含む。)

所属ごとの主な分掌事務

【財産活用課】

- ・市有財産の総括に関すること
- ・普通財産の取得、管理、処分及び貸付に関すること
- ・庁舎の維持管理に関すること

【資産経営室】

- ・公共施設の適正配置(公共施設マネジメント)に関すること

【契約検査課】

- ・建設工事、製造の請負、物品購入の入札及び契約に関すること

【検査指導室】

- ・建設工事に関する検査及び指導に関すること

【収納課】

- ・税務に関する企画及び調整に関すること
- ・市税等の収入整理並びに督促に関すること
- ・市税等に係る納税奨励及び滞納処分に関すること(滞納額が70万円未満)
- ・未収金対策に係る総合的な調整に関すること(市税等に限り)

【特別滞納整理室】

- ・市税等に係る納税奨励及び滞納処分に関すること(滞納額が70万円以上)
- ・債権管理の指導・助言・研修等に関すること
- ・未収金対策に係る総合的な調整に関すること(市税等を除く。)

【資産税課】

- ・土地、家屋及び償却資産の評価、賦課に関すること

【市民税課】

- ・市民税、事業所税、軽自動車税及び宿泊税等の賦課等に関すること

令和5年度の主な取り組み

公共施設保全基金の設置

【目的】

- ・建物の解体や将来的な公共施設の建替・改修に加え、突発的な事態が発生した場合も、公共施設の整備等に係る財源を確保する。

【基金充当想定事業】

- ・予防保全に係る事業
- ・公共施設の解体に係る事業
- ・集約化等のうち、更新又は改修に係る事業

【積立額】

- ・年額 9,000万円

【財源】

- ・財産貸付収入

空家に係る固定資産税等の住宅用地特例適用の見直し

- ・構造上住宅と認められない状況で、かつ今後、人の居住の用に供される見込みがない家屋について、条例で基準(住宅地区改良法施行規則による不良度測定)を明確化し、住宅用地特例を解除する。

- ・特例解除を受け、一定期間(令和10年12月31日まで)のうちに、家屋を解体・除却した場合は、増額となる固定資産税等相当額を3年間に限り減免する。

宿泊税条例施行

R5.4.1から法定外目的税として宿泊税を徴収する。

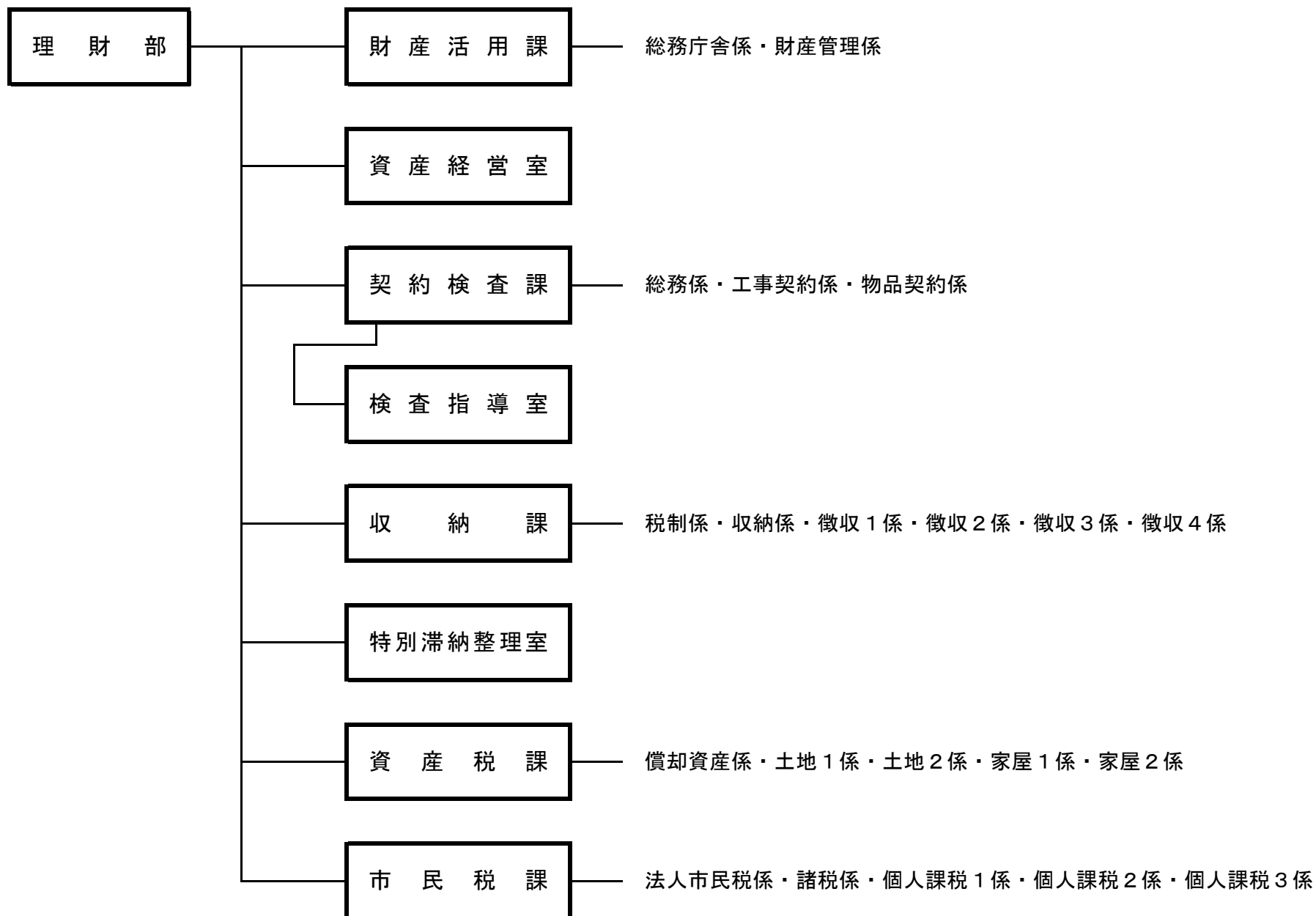
〈令和5年度〉

歳入予算額

372,337千円

1 分掌事務

(1) 機構（令和5年4月1日現在）



(2) 職名及び職員数 (令和5年4月1日現在)

理財部長	小田 徹
歳入管理監	山本 勉
契約監察監	岩永 洋

課・室	職名	氏名	職名	氏名	職員数	会計年度			
						正規	再任用		
財産活用課	課長	塩塚 宣博	総務庁舎係長	川上 真由美	23	21	1	1	※1
	課長補佐	崎山 増博	財産管理係長	田島 真吾					
資産経営室	室長	後田 健太郎	係長	森田 司直	8	8			
契約検査課	課長	大田 伸	総務係長	山田 純一	26	25		1	※2
	物品契約主幹	山下 信一郎	工事契約係長	山内 豊和					
			物品契約係長	中尾 克哉					
検査指導室	室長	松本 敏宏	係長	楠本 隆記	10	3	6	1	
収納課	課長補佐	木場 輝樹 久保田 英治	税制係長	原 陽平	69	46	2	21	※3
			収納係長	高崎 裕見子					
			徴収1係長	松山 智度					
			徴収2係長	長野 早紀					
			徴収3係長	宮崎 弘毅					
			徴収4係長	田中 法浩					
特別滞納整理室	室長幹	小山 英治 橋村 賢二	係長	宮崎 正樹	19	17	1	1	
			係長	永石 寛					
			係長	牟田 幹子					
資産税課	課長補佐	梅木 修 大久保 哲也	償却資産係長	大野 剛	53	51	2	-	
			土地1係長	近藤 剛					
			土地2係長	田中 健					
			家屋1係長	徳久 哲明					
			家屋2係長	磯本 千絵					
市民税課	課長	岩永 桂	法人市民税係長	古場 照幸	49	41		8	
			諸税係長	泉田 公二					
			個人課税1係長	若杉 ちとせ					
			個人課税2係長	松尾 光貴					
			個人課税3係長	坂中 義明					
			合計						

※1 財産活用課正規職員数に理財部長を含む。

※2 契約検査課正規職員数に契約監察監を含む。

※3 収納課正規職員数に歳入管理監を含む。

(3) 分掌事務

課・室	分 掌 事 務
財産活用課	<ul style="list-style-type: none">(1) 部の統括に関する事。(2) 市有財産の統括に関する事。(3) 普通財産の取得（土地の取得を除く。）、管理及び処分に関する事。(4) 普通財産の貸付けに関する事。(5) 財産区に関する事。(6) 市有墓地に関する事。(7) 基金（土地開発基金を除く。）の管理及び処分に関する事。(8) 庁内の管理、取締り及び清掃に関する事。(9) 庁内案内に関する事。(10) 庁舎の維持管理及び職員宿舎の維持補修に関する事。(11) 全国市有物件災害共済会及び自動車損害賠償責任保険の契約に関する事。(12) 資産経営室に係る予算の経理に関する事。(13) 部内事務の連絡調整に関する事。
資産経営室	<ul style="list-style-type: none">(1) 公共施設の適正配置に関する事。(2) 土地の有効活用に係る企画及び調整に関する事。
契約検査課	<ul style="list-style-type: none">(1) 建設工事、建設工事に係る業務委託、製造の請負及び物品の購入に係る入札及び契約に関する事。(2) 業務委託（建設工事に係るものを除く。）及び物品の賃貸借に係る入札に関する事。(3) 建設工事及び建設工事に係る業務委託の業者指名に関する事。(4) 入札制度の改革に関する事。(5) 重要な契約の審査に関する事。(6) 経理及び契約事務の監察に関する事。(7) 経理事務の適正化の進行管理に関する事。(8) 入札監視委員会及び総合評価一般競争入札審議会に関する事。(9) 検査指導室に係る庶務、予算の経理及び連絡調整に関する事。

課・室	分 掌 事 務
検査指導室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設工事及び建設工事等に係る業務委託の検査及び指導に関すること。 (2) 入札及び契約に関する技術的助言に関すること。 (3) 建設技術の向上に係る指導、調査、研修等に関すること。 (4) 土木工事に係る設計積算資料に関すること。
収納課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税務に関する企画及び調整に関すること。 (2) 自動車重量譲与税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、法人事業税交付金及び国有提供施設等所在市町村交付金に関すること。 (3) 市税、児童福祉費負担金及び利用者負担額、介護保険料、後期高齢者医療保険料、延滞金等の収入整理並びに督促に関すること。 (4) 市税に係る納税督促及び滞納処分に関すること（特別滞納整理室の所管に係るものを除く。）。 (5) 児童福祉費負担金及び利用者負担額に係る納付督促並びに滞納処分に関すること（特別滞納整理室の所管に係るものを除く。）。 (6) 介護保険料に係る納付督促及び滞納処分に関すること（特別滞納整理室の所管に係るものを除く。）。 (7) 後期高齢者医療保険料に係る納付督促及び滞納処分に関すること（特別滞納整理室の所管に係るものを除く。）。 (8) 納税貯蓄組合との連絡調整に関すること。 (9) 市税、児童福祉費負担金及び利用者負担額、介護保険料並びに後期高齢者医療保険料に係る過誤納金の還付並びに充当に関すること。 (10) 市税に係る諸証明（資産税課の所管に係るものを除く。）の総括に関すること。 (11) 児童福祉費負担金及び利用者負担額に係る諸証明（幼児課の所管に係るものを除く。）の総括に関すること。 (12) り災証明（火災に係るものを除く。）に関すること。 (13) 未収金（市税、児童福祉費負担金及び利用者負担額、介護保険料並びに後期高齢者医療保険料に限る。）対策に係る総合的な調整に関すること。 (14) 特別滞納整理室に係る予算の経理に関すること。 (15) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

課・室	分 掌 事 務
特別滞納整理室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に係る納税督促及び滞納処分に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。 (2) 児童福祉費負担金及び利用者負担額に係る納付督促並びに滞納処分に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。 (3) 介護保険料に係る納付督促及び滞納処分に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。 (4) 後期高齢者医療保険料に係る納付督促及び滞納処分に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。 (5) 他の所管から移管を受けた非強制徴収公債権及び私債権の未収金に係る納付督促及び強制執行等に関すること。 (6) 債権管理事務の向上に係る指導、助言、研修等に関すること。 (7) 債務者情報の利用、提供及び収集における調整に関すること。 (8) 未収金対策に係る総合的な調整に関すること（収納課の所管に係るものを除く。）。
資産税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地、家屋及び償却資産の評価に関すること。 (2) 土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税並びに土地及び家屋に対する都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (4) 特別土地保有税に関すること。 (5) 固定資産課税台帳等の閲覧、固定資産税に係る証明及び名寄帳等の写しの交付並びにその総括に関すること。 (6) 住宅用家屋証明に関すること。
市民税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (2) 軽自動車税、鉱産税及び事業所税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 市たばこ税及び入湯税の賦課、納期限の延長及び課税免除に関すること。 (4) 宿泊税の賦課、納期限の延長、課税免除、減免及び特別徴収事務に係る交付金に関すること。 (5) 市民税の調査に関すること。

(4) 所管事務の現況等

ア 財産活用課

係名等	内 容
総務庁舎係	(1) 部の総括に関する事 (2) 市有財産の総括に関する事 (3) 行政財産の目的外使用、用途廃止、所管替等の場合の総合調整及び財産台帳の調製に関する事 (4) 庁内の管理、取締り及び清掃に関する事 (5) 庁舎の補修等の維持管理に関する事 (6) 総合事務所、地域センター及び職員宿舎の維持補修に関する事 (7) 電話の配置及び設備保守に関する事 (8) エネルギー管理に関する事 (9) 全国市有物件災害共済会及び自動車損害賠償責任保険の契約に関する事 (10) 基金（土地開発基金を除く）の管理及び処分に関する事 (11) 経理事務に関する事 (12) 部内事務の連絡調整に関する事 (13) 課内の一般庶務に関する事
財産管理係	(1) 普通財産の貸付、処分及び維持管理に関する事 (2) 市有墓地の維持管理に関する事 (3) 市有財産評価委員会に関する事 (4) 普通財産の取得（土地の取得を除く）に関する事 (5) 財産区に関する事

イ 資産経営室

係名等	内 容
	(1) 地区別計画に関する事 (2) 公共施設保全計画に関する事 (3) 公民連携に関する事 (4) 余剰資産の利活用の促進に関する事

ウ 契約検査課

係名等	内容
総務係	(1) 入札監視委員会に関すること (2) 入札制度の改革に関すること (3) 議会案件に関すること (4) 有資格業者の指名停止に関すること (5) 競争入札参加資格に関すること (6) 優秀工事表彰に関すること (7) 経理事務に関すること (8) 事業所実態調査に関すること (9) 課内及び検査指導室の一般庶務に関すること
工事契約係	(1) 建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という）の入札及び契約に関すること (2) 建設工事等の入札参加条件の設定及び業者指名に関すること (3) 総合評価一般競争入札審議会に関すること (4) 入札及び契約事務の改善に関すること (5) 工事発注予定表の作成に関すること
物品契約係	(1) 業務委託（建設工事に係るものを除く。）及び物品の賃貸借の入札並びに製造の請負及び物品の購入に係る入札及び契約に関すること (2) 入札及び契約事務の改善に関すること (3) 業務委託基準に関すること (4) 契約事務の監察に関すること

エ 検査指導室

係名等	内容
	(1) 建設工事等の検査及び指導に関すること (2) 現場パトロールによる指導に関すること (3) 検査等の事務処理に関すること (4) 入札及び契約に関する技術的助言に関すること (5) 技術職員の専門研修等、資質向上に関すること (6) 土木設計積算基準・指針に関すること (7) 土木設計積算システムの管理に関すること

オ 収納課

係名等	内 容
税制係 ・ 税務全般	(1) 税務に関する企画及び調整に関すること (2) 税務に係る例規案の作成に関すること (3) 市税に係る収入見積及び決算に関すること (4) 自動車重量譲与税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、法人事業税交付金及び国有提供施設等所在市町村交付金に関すること (5) 税務関係各種協議会に関すること (6) 経理事務に関すること (7) 課内の一般庶務に関すること (8) 固定資産評価審査委員会に関すること (9) 公用車の運行管理に関すること (10) り災証明（火災に係るものを除く）に関すること (11) 納税貯蓄組合に関すること (12) 滞納整理支援システム及び滞納に関する各種統計に関すること （分割納付の管理及び欠損処分に関することを含む）
収納係 ・ 収入整理 ・ 税務証明	(1) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ）、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）に係る延滞金等の収入整理に関すること (2) 市税等に係る督促状の発付に関すること (3) 市税等に係る過誤納金の還付及び充当に関すること (4) 市税等の口座振替納付に関すること (5) 市税等に係る諸証明（資産税課の所管に係るものを除く）の総括に関すること (6) 訪問徴収に関すること
徴収 1～4 係 ・ 滞納整理	（原則として、滞納額が70万円未満のものを担当） (1) 市税等の納税督促及び滞納処分に関すること (2) 市税等に係る延滞金の減免に関すること (3) 市税等に係る納税の猶予に関すること (4) 徴収の嘱託及び受託に関すること (5) 納付指導員に関すること

カ 特別滞納整理室

係名等	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納整理 ・ 公売 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市税等の徴収の進行管理に関する企画及び調整に関すること (2) 市税等に係る差押え物件の保管及び公売に関すること (3) インターネット公売及び検索に関すること <p style="text-align: center;">(原則として、滞納額が70万円以上のものを担当)</p> <ol style="list-style-type: none"> (4) 市税等の納税督促及び滞納処分に関すること (5) 市税等に係る延滞金の減免に関すること (6) 市税等に係る納税の猶予に関すること (7) 徴収の嘱託及び受託に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事債権 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 他の所管から移管を受けた非強制徴収公債権及び私債権の未収金に係る納付督促及び強制執行等に関すること (2) 債権管理事務の向上に係る指導、助言、研修等に関すること (3) 債務者情報の利用、提供及び収集における調整に関すること (4) 未収金対策に係る総合的な調整に関すること (収納課の所管に係るものを除く)

キ 資産税課

係名等	内 容
償却資産係 ・ 賦課 ・ 調定 ・ 証明	(1) 資産税課に係る収入の調定及び統計に関すること (2) 経理事務に関すること (3) 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること (4) 固定資産課税台帳等の閲覧、証明及び名寄帳等の写しの交付に関すること (5) 住宅用家屋証明に関すること (6) 償却資産の評価に関すること (7) 償却資産に対する固定資産税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること (8) 課内の一般庶務に関すること (9) 課の公用車の運行管理に関すること
土地 1・2 係 ・ 賦課	(1) 土地の評価に関すること (2) 土地に対する固定資産税及び都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること (3) 特別土地保有税に関すること
家屋 1・2 係 ・ 賦課	(1) 家屋の評価に関すること (2) 家屋に対する固定資産税及び都市計画税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること

ク 市民税課

係名等	内 容
法人市民税係 ・ 賦課 ・ 調定	(1) 法人に対する市民税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること (2) 法人市民税の調定及び統計に関すること (3) 経理事務に関すること (4) 課内の一般庶務に関すること (5) 未申告、過少申告者等の調査に関すること
諸税係 ・ 賦課 ・ 調定	(1) 軽自動車税及び事業所税の賦課、納期限の延長及び減免に関すること (2) 市たばこ税及び入湯税の賦課、納期限の延長及び課税免除に関すること (3) 宿泊税の賦課、納期限の延長、課税免除、減免及び特別徴収事務に係る交付金に関すること (4) 諸税の調定及び統計に関すること (5) 未申告、過少申告者等の調査に関すること
個人課税 1～3 係 ・ 賦課 ・ 調定	(1) 個人に対する市民税（特別徴収・普通徴収）の賦課、納期限の延長及び減免に関すること (2) 個人市民税の調定及び統計に関すること (3) 未申告、過少申告者等の調査に関すること

(2) 入札制度の概要

ア 長崎市の入札制度

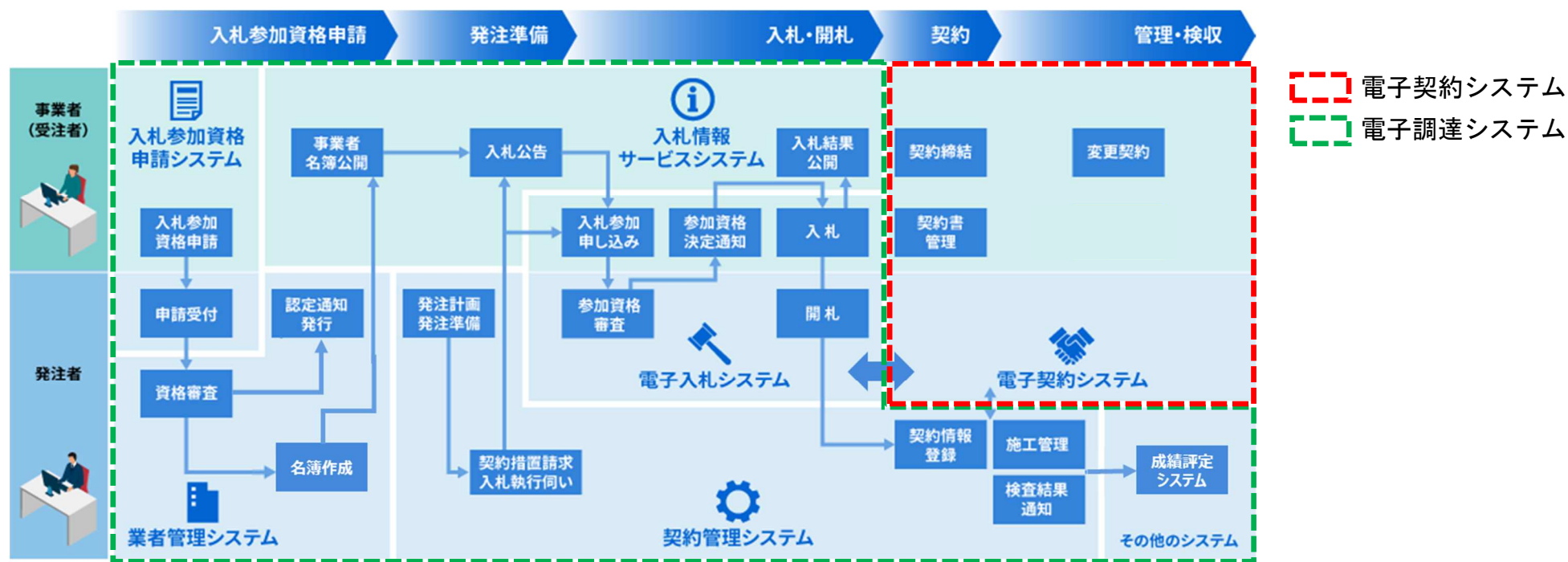
(ア) 制限付一般競争入札の実施

原則として、一定の入札参加資格要件を満たした誰もが入札参加できる制限付一般競争入札を実施している。

(イ) 電子調達システム・電子契約システム

入札参加資格の申請や入札書の提出などを、来庁することなく手続きができ、入札業者、市ともに効率化が図れる電子調達システムで実施している。

なお、落札後の契約手続きについても、令和5年6月から、これまで紙で行っていた契約書や添付書類の作成及びやり取りを電子化することで、契約書等の作成や郵送などの労力が削減できる電子契約システムの運用を開始している。



(ウ) 予定価格の事前公表

入札事務の透明性の向上及び入札者の公正な競争の確保のため、原則として予定価格の事前公表をしている。

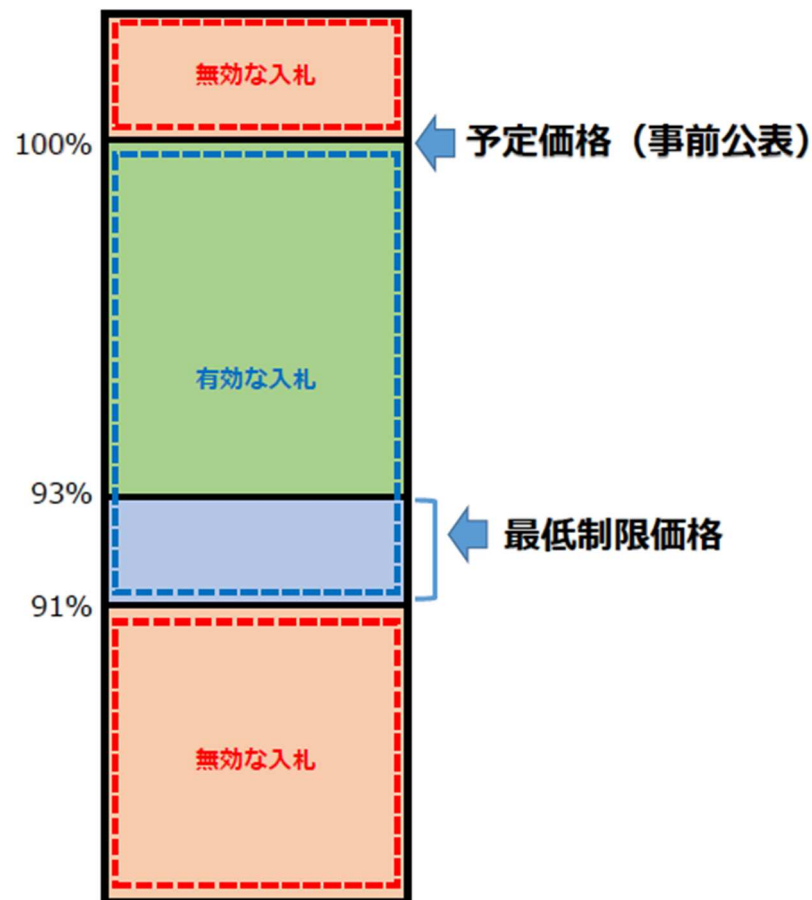
(エ) 最低制限価格の設定

品質確保を目的として、最低制限価格を設定している。

最低制限価格は、最低制限価格率の範囲内で、開札時に電子調達システムによりランダム係数を用いて算出している。

区 分	最低制限価格率の範囲 (%)
建設工事	91.00～93.00
建設工事に係る業務委託	82.00～84.00
その他の業務委託(物品調達等)	85.00～87.00

建設工事における予定価格と最低制限価格のイメージ図



(オ) 市内業者優先

建設工事、建設工事に係る業務委託、その他契約(物品購入の案件及び物品借入れ(借入れ物品に係る保守業務を含まないもの)の案件を除く。)において、原則として市内業者^{※1}又は認定市内業者^{※2}としての登録がある者を入札参加の対象としている。

市内及び認定市内の業者では施工(履行)が困難な場合や競争性が確保できないときに、準市内業者や市外業者へ対象を拡大している。

※1 市内に本店(建設工事は、建設業の主たる営業所)を有するもので、全従業員数に占める市内従業員数の割合が50%超又は市内従業員が50人超である者(市内における営業年数が1年以上あるものに限る。)

※2 市内業者以外の者で、本市との契約締結に係る権限が委任されている支店又は営業所等を市内に有する者で、支店又は営業所等の従業員数が50人超である者(市内で5年以上事業継続している者に限る。)

(カ) 資本関係及び人的関係のある者の同一入札への参加制限

制限付一般競争入札において、資本関係^{※1}及び人的関係^{※2}のある者が同一入札に参加することを制限している。

※1 子会社等と親会社等の関係にある場合など

※2 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合など

(キ) 建設工事における入札

a 共同企業体(JV)方式の採用

大規模で難易度の高い建設工事の確実で円滑な施行を図るため共同企業体方式を採用している。

共同企業体(JV)構成員数

構成員数	土木・設備工事	建築工事
2者	予定価格 3億円以上6億円未満	予定価格 4億円以上8億円未満
3者	6億円以上	8億円以上

c 工事成績を入札参加条件とする制限付一般競争入札の実施

一定の工事成績点以上の実績を入札参加条件とすることで、優良工事の施工を促し、工事品質の向上を図っている。

d 総合評価一般競争入札の実施

入札者の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を一体として評価することが適当と認められる一般競争入札案件について、入札価格以外の要素を含めて総合的に評価して落札者を決定する入札方式を実施している。

なお、平成 31 年 4 月から、規模の大きな工事を対象に技術提案を評価の対象に加えるなど、評価方法等の見直しを行っている。

イ 受注機会の確保の取組み

(ア) 建設工事における総合数値に基づいた発注

完工高や技術職員数などを基に算出された業者の「総合数値」に応じて、入札参加できる工事金額帯を設定している。

※ P24 【参考】(3) 入札・契約制度関係資料 エ「制限付一般競争入札発注基準」参照

(イ) 落札制限の設定

制限付一般競争入札においては、受注の偏りを防ぐために、原則として次の制限を設けている。

件数制限	同日落札制限	同じ日に開札される案件では、1 業者 1 件までの落札と制限している。
	年度内落札制限	建設工事は 1 業者 6 件まで（7 件目が JV 案件であれば落札可能）、物品調達等（パソコン・サーバーの購入又は借入れにおいて予定価格が 2,000 万円以上の案件）は、発注件数に応じて落札制限を設けている。
期間制限	10 日前落札制限	建設工事に係る業務委託については、落札後 10 日間に開札する案件の入札を制限している。
	落札後 1 カ月制限	落札価格が 1 億 5 千万円以上の建設工事は、落札後 1 カ月間に開札する案件の入札をすべて制限している。

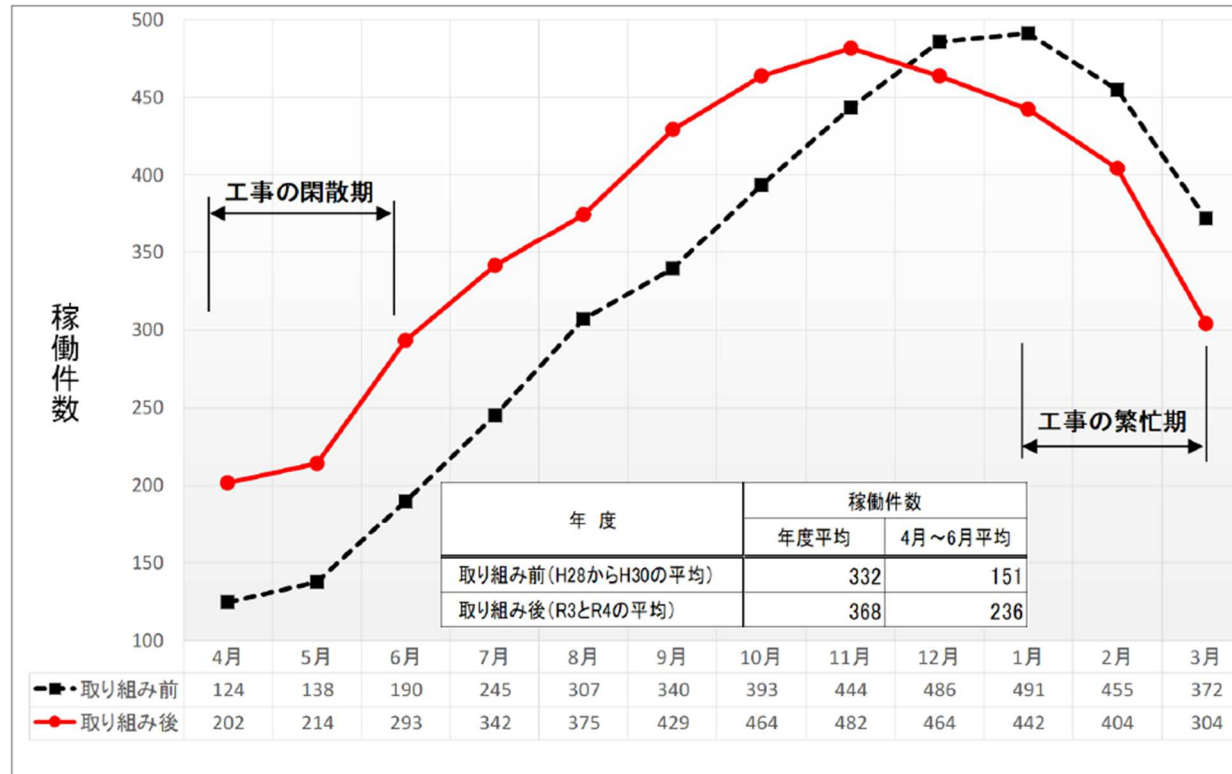
落札制限一覧

区 分	件 数 制 限		期 間 制 限	
	同日落札制限	年度内落札制限	10 日前落札制限	落札後 1 カ月制限
① 建設工事	○	○		○
② 建設工事に係る業務委託	○		○	
③ 物品調達等	○	○		

(ウ) 施工時期の平準化

建設工事において、早期発注の促進、債務負担行為などの活用により、工事の施工時期の平準化に取組み、労働者の働き方改革のほか建設業界の経営の効率化や、安定的な受注機会の確保を図っている。

月別工事稼働件数



(エ) 週休2日工事の実施

建設業に時間外労働規制が適用される令和6年4月に先立って、令和4年3月から、公共工事従事者の労働環境の向上及び建設業の担い手確保を図るため、全工事（緊急を要する工事及び工期に制約がある工事等を除く）に週休2日工事を適用し発注を行っている。

(オ) 余裕期間制度の活用

令和3年度から、建設工事の繁忙期において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定した工事の発注を行っている。

[参考]

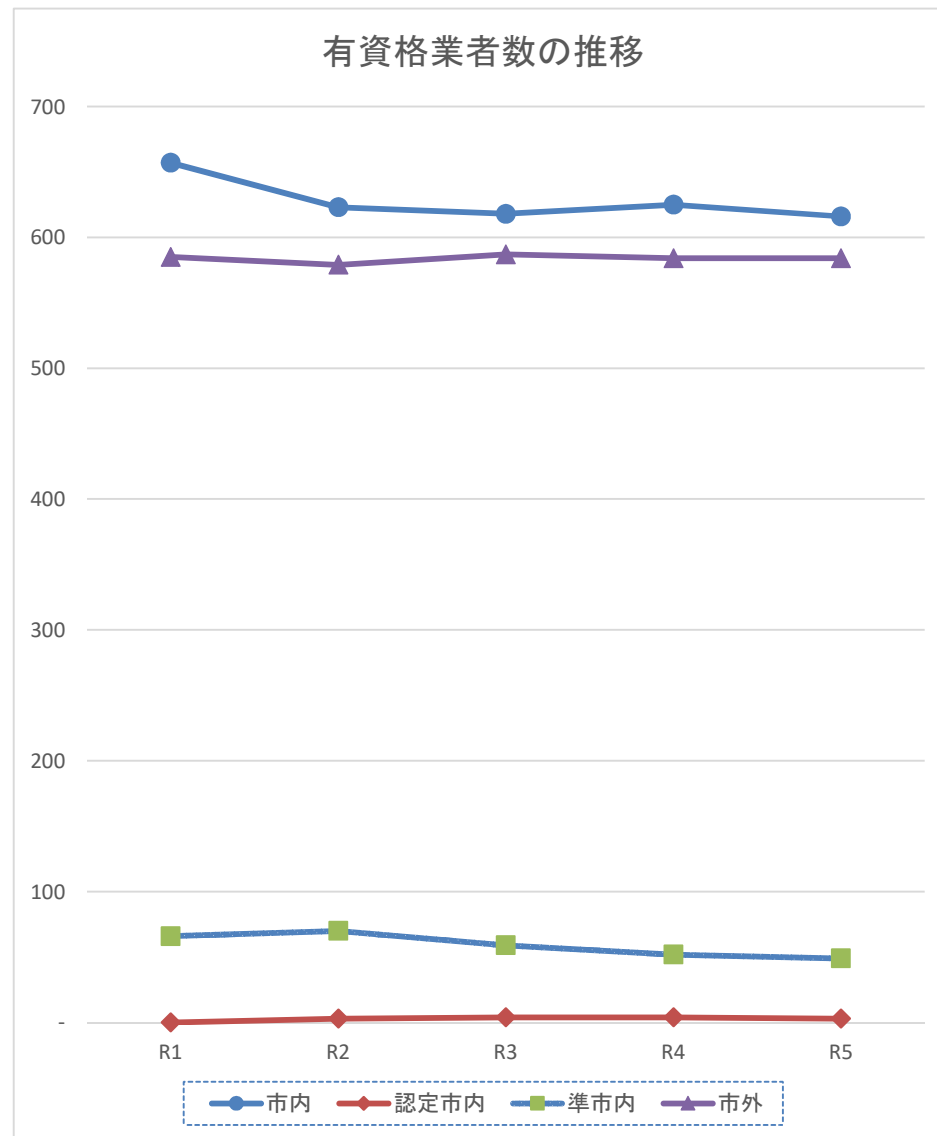
(3) 入札・契約制度関係資料

ア 有資格業者数の推移

(ア) 建設工事（業者実数）

※各年度5月1日現在

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和元年度 (割合)	657 (50.2%)	－ －	66 (5.1%)	585 (44.7%)	1,308 (100%)
令和2年度 (割合)	623 (48.9%)	3 (0.2%)	70 (5.5%)	579 (45.4%)	1,275 (100%)
令和3年度 (割合)	618 (48.7%)	4 (0.3%)	59 (4.7%)	587 (46.3%)	1,268 (100%)
令和4年度 (割合)	625 (49.4%)	4 (0.3%)	52 (4.1%)	584 (46.2%)	1,265 (100%)
令和5年度 (割合)	616 (49.2%)	3 (0.2%)	49 (3.9%)	584 (46.7%)	1,252 (100%)



イ 建設工事契約実績（年度別）調

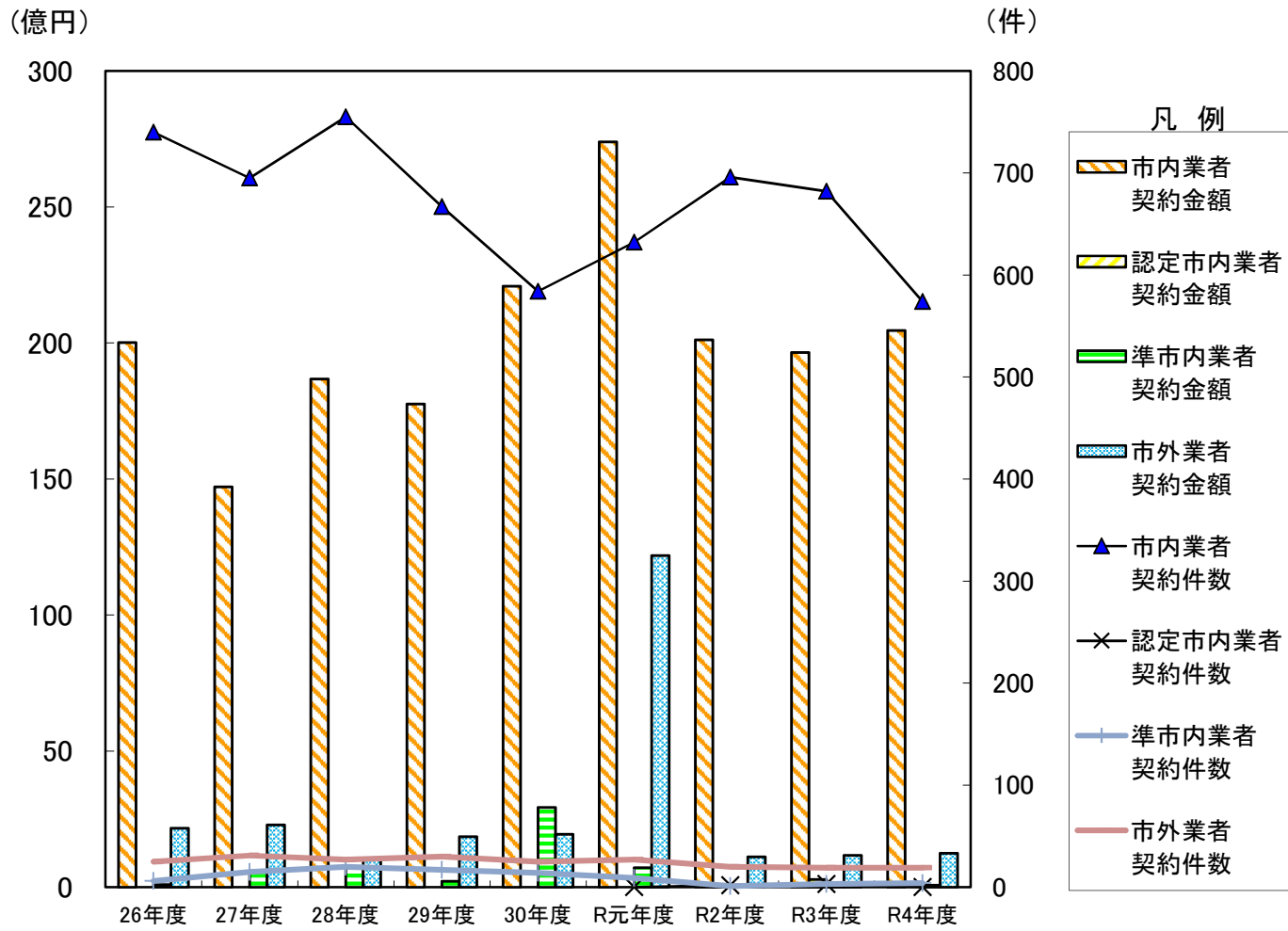
（ア） 令和2・令和3・令和4年度契約実績

区分	令和2年度 (割合)		令和3年度 (割合)		令和4年度 (割合)	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
市内業者	696	20,112,794	682	19,645,882	574	20,460,513
	96.8%	94.2%	96.5%	92.8%	96.1%	93.9%
認定市内業者	2	108,778	3	286,491	0	0
	0.3%	0.5%	0.4%	1.4%	0.0%	0.0%
準市内業者	1	19,545	3	61,221	4	69,020
	0.1%	0.1%	0.4%	0.3%	0.7%	0.3%
市外業者	20	1,112,658	19	1,164,559	19	1,245,575
	2.8%	5.2%	2.7%	5.5%	3.2%	5.7%
合計	719	21,353,775	707	21,158,153	597	21,775,108
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

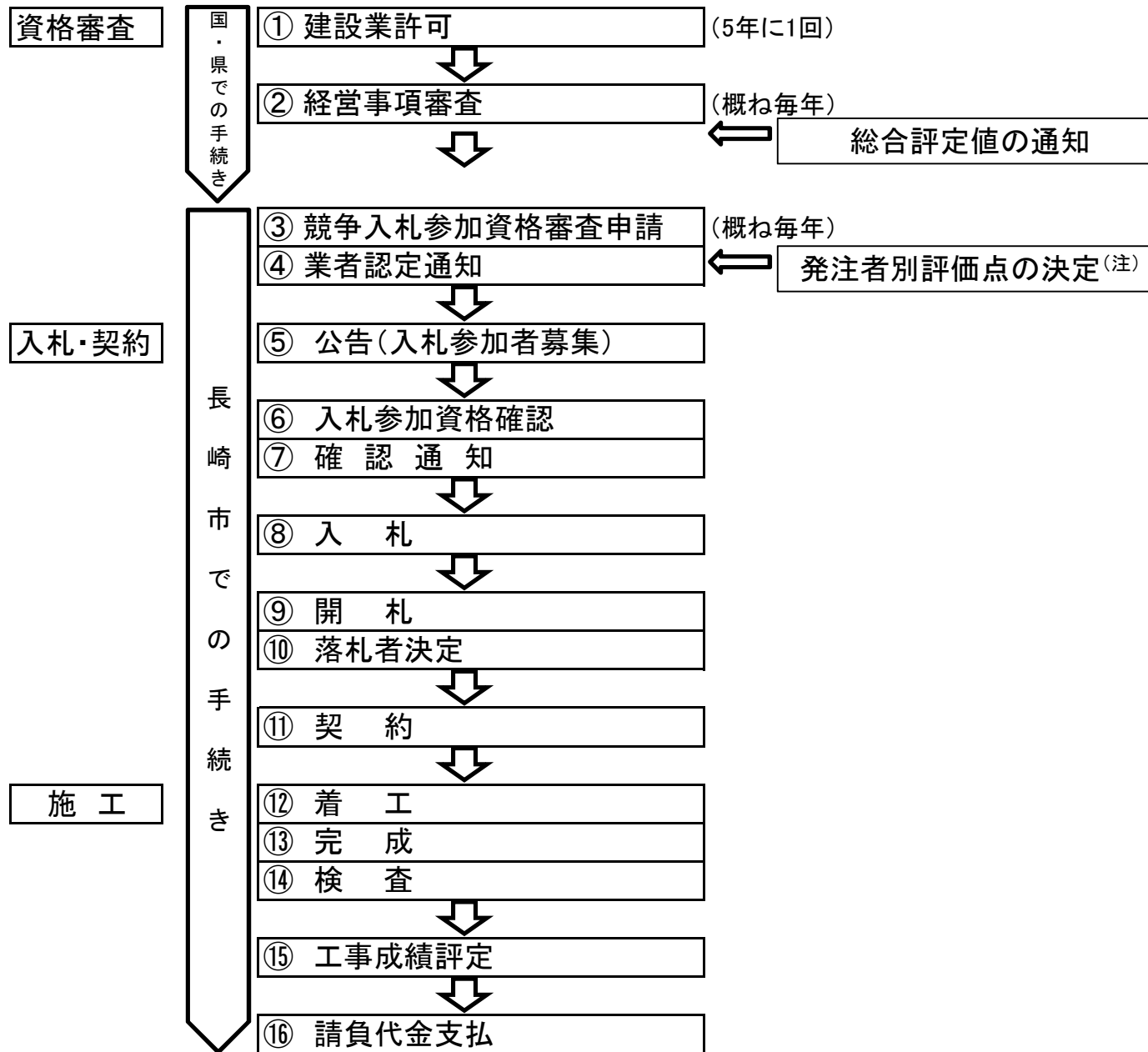
※ 共同企業体に係る工事について

- ① 件数 : 共同企業体数を構成員数で計算
- ② 金額 : 共同企業体の構成員の出資比率で振分

(イ) 過去10年間における契約実績の推移



ウ 建設工事における入札・契約事務の流れ



(注):「発注者別評価点」は、業者の施工能力や社会貢献等を本市独自に評価した点数

入札参加できる工事金額帯は、業者の評価点である総合数値(総合評定値+発注者別評価点)により定まる

工 制限付一般競争入札発注基準

令和5年4月1日公告から適用

	発注予定金額(税込)		総合数値	
	9000万円以上	9000万円未満	1000点以上	
土木一式 工事	5000万円以上	9000万円未満	840点以上	
	3100万円以上	5000万円未満	770点以上	1000点未満
	2500万円以上	3100万円未満	745点以上	840点未満
	2000万円以上	2500万円未満	680点以上	770点未満
	1000万円以上	2000万円未満	600点以上	745点未満
		1000万円未満		680点未満
建築一式 工事	9000万円以上		1000点以上	
	3000万円以上	9000万円未満	800点以上	
		3000万円未満		1000点未満
とび・土工・ コンクリート 工事	2000万円以上		810点以上	
	1100万円以上	2000万円未満	720点以上	
	600万円以上	1100万円未満	670点以上	810点未満
		600万円未満		720点未満
電気 工事	3500万円以上		850点以上	
	1300万円以上	3500万円未満	770点以上	
	700万円以上	1300万円未満	640点以上	850点未満
		700万円未満		770点未満
管 工事	2100万円以上		790点以上	
	1200万円以上	2100万円未満	720点以上	
		1200万円未満		790点未満
塗装 工事	5000万円以上		750点以上	
	2000万円以上	5000万円未満	690点以上	
		2000万円未満		750点未満
防水 工事	2000万円以上		710点以上	
	800万円以上	2000万円未満	670点以上	
		800万円未満		710点未満
機械器具 設置工事	3500万円以上		720点以上	
	1200万円以上	3500万円未満	650点以上	
		1200万円未満		720点未満
造園 工事	2000万円以上		740点以上	
	1100万円以上	2000万円未満	680点以上	
		1100万円未満		740点未満
水道施設 工事	7000万円以上		830点以上	
	2500万円以上	7000万円未満	800点以上	
	1900万円以上	2500万円未満	740点以上	830点未満
	1000万円以上	1900万円未満	680点以上	800点未満
		1000万円未満		740点未満
解体工事	4400万円以上		820点以上	
	600万円以上	4400万円未満	790点以上	
		600万円未満		820点未満

※1 発注先は原則として地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者とする。

※2 上記に記載のない工種については、公告日現在の名簿において、その工種に係る登録がある者とする。

※3 施工実績登録等により、この基準によって、参加業者を確保できないことが明らかな場合は上位ランクを含めて発注する。

※4 この基準は一般的なものであり、この基準によらない場合もある。

※5 この基準は年度途中で変更する場合もある。

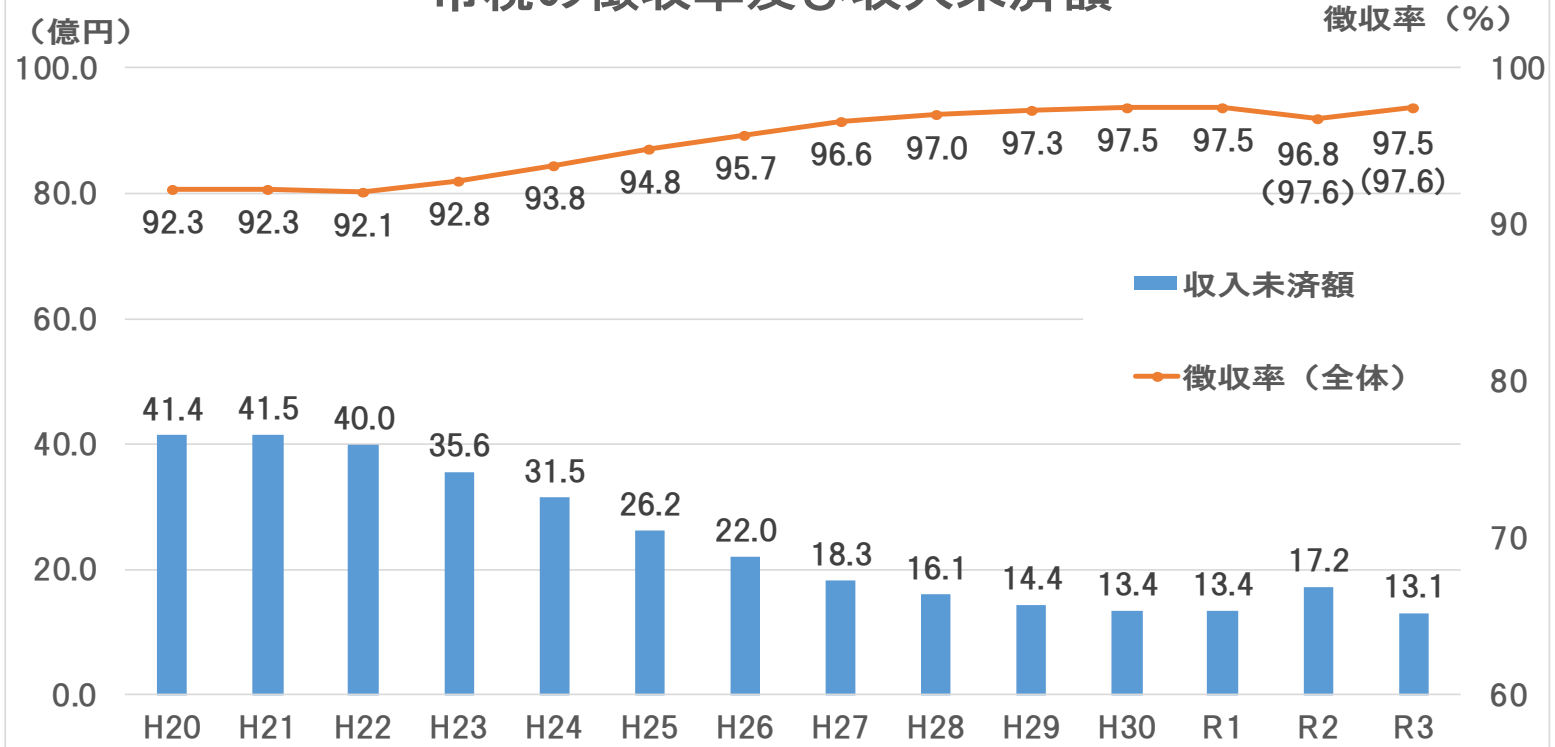
[参考] (4) 市税の基礎等一覧表

(令和5年4月1日現在)

税目	賦課期日	課税客体	納税義務者	課税標準	税率
市民税	1月1日	個人	[均等割と所得割] 市内に住所を有する個人 [均等割のみ] 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者	所得割 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額(分離課税に係る分を除く)及び山林所得金額	均等割(標準税率) 3,500円 ※平成26～令和5年度の間、地域の防災に役立 てるため500円が加算される。 所得割(標準税率) 6%
		法人	[均等割と法人税割] 市内に事務所又は事業所を有する法人 [均等割のみ] 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は 事業所を有しないもの [法人税割のみ] 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税 を課される個人で市内に事務所又は事業所を有 するもの	法人税割 法人税額	均等割(標準税率) 5万円～300万円までの9段階 法人税割(制限税率) 令和元年10月1日以降に開始する事業年度 ➡ [8.4%] 平成26年10月1日以降令和元年9月30日までに 開始する事業年度 ➡ [12.1%]
固定資産税	1月1日	土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における価格 ※免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	(標準税率) 1.4%
軽自動車税 (環境性能割)		三輪以上の軽自動車	当該軽自動車の取得者	軽自動車の取得価額 ※免税点 50万円	(標準税率) 非課税～2%
軽自動車税 (種別割)	4月1日	原 動 機 付 車 自 転 車 軽 二 輪 軽 自 動 車 小 型 特 殊 自 動 車 二輪の小型自動車	当該軽自動車等の所有者	1台につき	(標準税率) 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 軽二輪 3,600円 軽自動車(3輪、4輪) 1,000円～12,900円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円

税 目	賦課期日	課税客体	納 税 義 務 者	課 税 標 準	税 率
市たばこ税		小売販売業者に売り渡した製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	売り渡し本数	(一定税率) [一般銘柄][特定銘柄] 1,000本につき6,552円
入 湯 税		鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場における入湯客 (鉱泉浴場経営者が特別徴収) ※課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・市内に居住する年齢65歳以上の者 ・障害者 ・原爆被爆者 ・修学旅行者 ・共同浴場等の入湯者 ・災害の被災者のうち必要と認められる者	入湯客数	(標準税率) 1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合は1人1日につき 30円
事業所税		事務所又は事業所において、法人もしくは個人の行う事業	事業所等において、事業を行う者	資産割 算定期間の末日における事業所床面積 従業者割 算定期間中に事業所等の従業者に支払われた従業者給与総額 ※免税点 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下	(一定税率) 資産割 1㎡につき 600円 従業者割 給与総額の0.25%
都市計画税	1月1日	市街化区域内の土地・家屋	当該固定資産の所有者	固定資産税(土地・家屋)の課税標準 ※固定資産税が免税点未満のものは対象外	(制限税率) 0.3%
宿泊税		長崎市内に所在する宿泊施設(民泊含む)への宿泊行為	宿泊施設への宿泊者	宿泊施設への宿泊数	1人1泊について、宿泊料金が (1) 1万円未満のもの 100円 (2) 1万円以上2万円未満のもの 200円 (3) 2万円以上のもの 500円 ※免税点なし
特別土地保有税		土 地	土地の所有者又は取得者 ※平成15年度から新規課税停止	土地の取得価額 ※免税点(基準面積) 5,000㎡	保 有 1.4% 取 得 3%

市税の徴収率及び収入未済額



収納率向上の取り組み

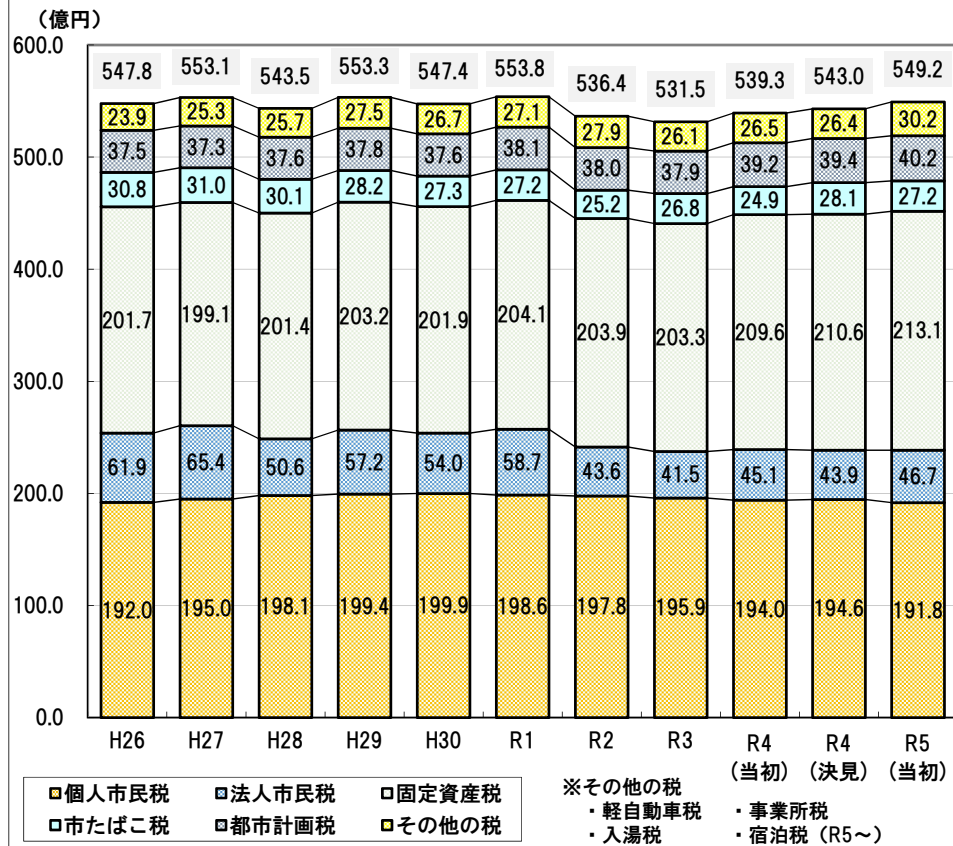
- H21 ・徴収一元化
 - ・特別滞納整理室の創設
- H23 ・納付お知らせセンターの設置
- H24 ・コンビニ収納の開始
- H25 ・ペイジー口座振替受付サービスの開始
- R2 ・キャッシュレス決済(スマートフォン)の開始
 - ・コロナ禍による徴収猶予の特例措置
- R3 ・市税等収納窓口委託の開始
 - ・キャッシュレス決済対応アプリの拡大

時事案件

- H20 ・リーマンショック
 - H23 ・東日本大震災
 - R2 ・新型コロナウイルスの蔓延
 - ⇒ 徴収猶予の特例 実施
- ※()内徴収率は、徴収猶予除く

2 市税の状況について

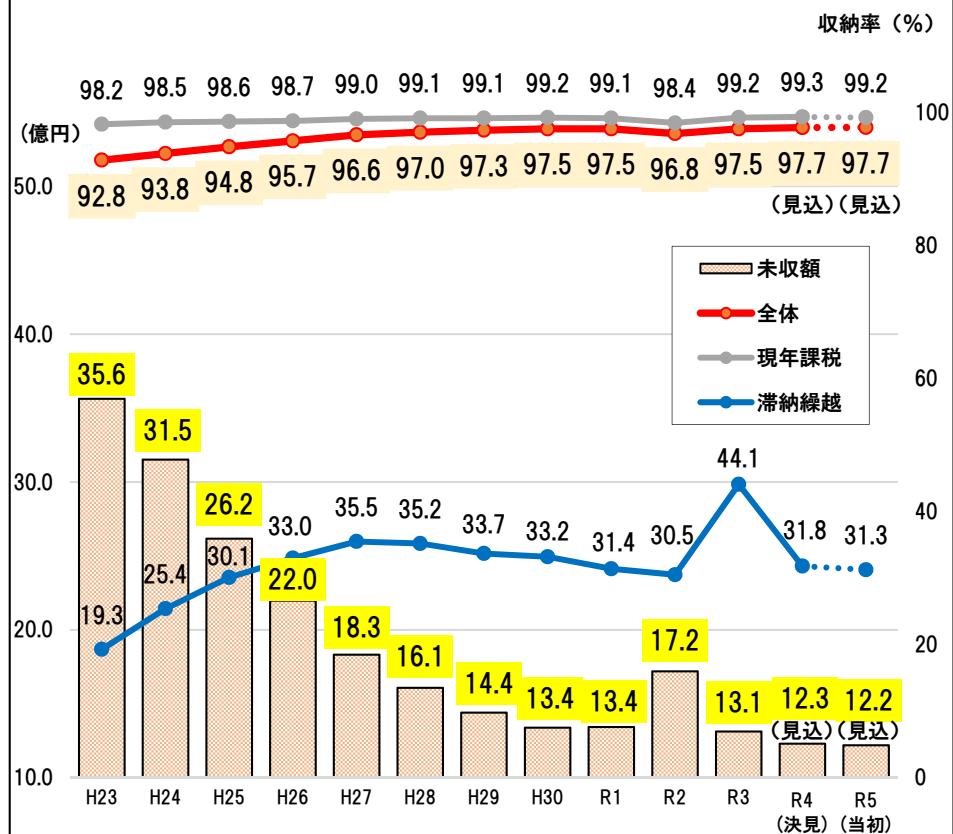
(1)市税収入額の推移



収入額全体について

- 令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和元年度の553.8億円と比較し約20億円落ち込んだ。
- 令和4年度は、国・地方の経済対策などの各種施策の効果により、543.0億円まで回復する見込み。
- 令和5年度は、法人市民税、固定資産税の増及び宿泊税の新設(3.7億円)などにより549.2億円を見込む。

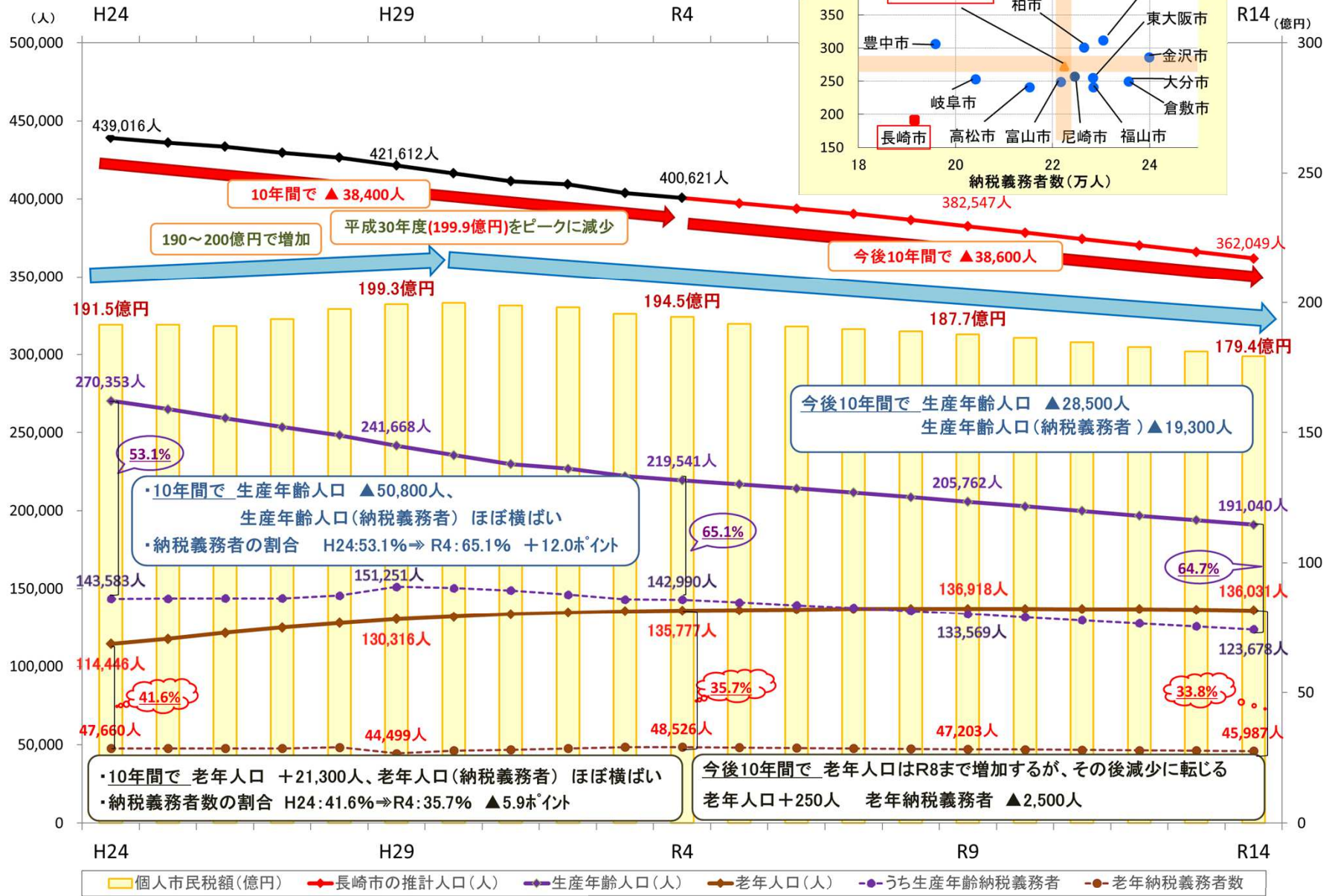
(2)市税の収納率及び収入未済額の推移



収納率について

- 現年課税分の早期滞納整理などにより令和元年度まで毎年向上
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例措置により令和元年度と比較し0.7ポイント減
- 令和3年度は、特例措置の納付が進んだことによりコロナ前と同水準まで回復
- 令和4年度は、前年度比0.2ポイント増の97.7%となる見込みで、未収額も初めて12億円台となる見込み

(3)-1 個人市民税 人口と納税義務者の推移

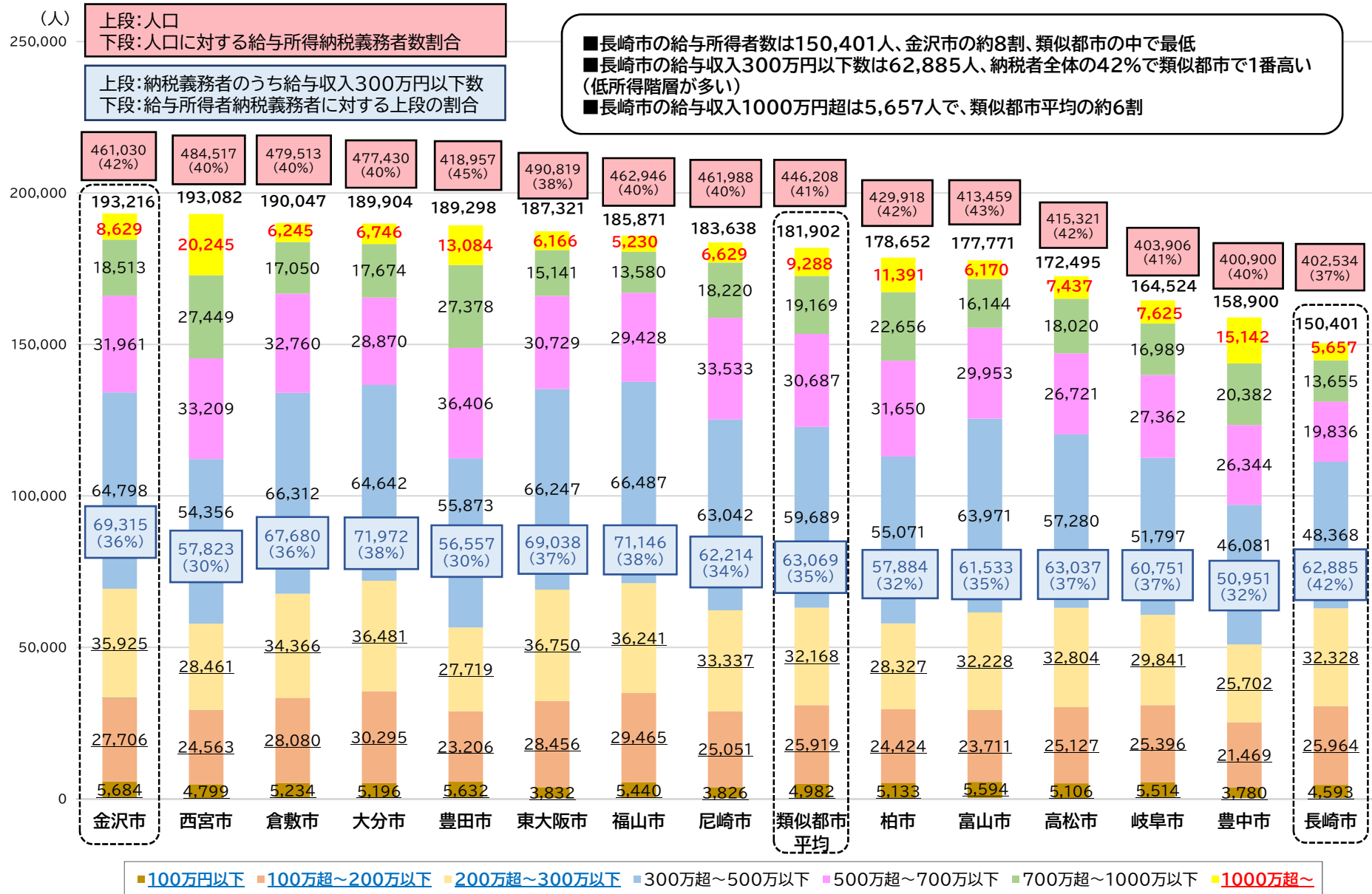


※H23~R3人口は実数値、R4以降は推計値

※令和5年度以降の納税義務者数には年金支給開始年齢引上の影響を加味

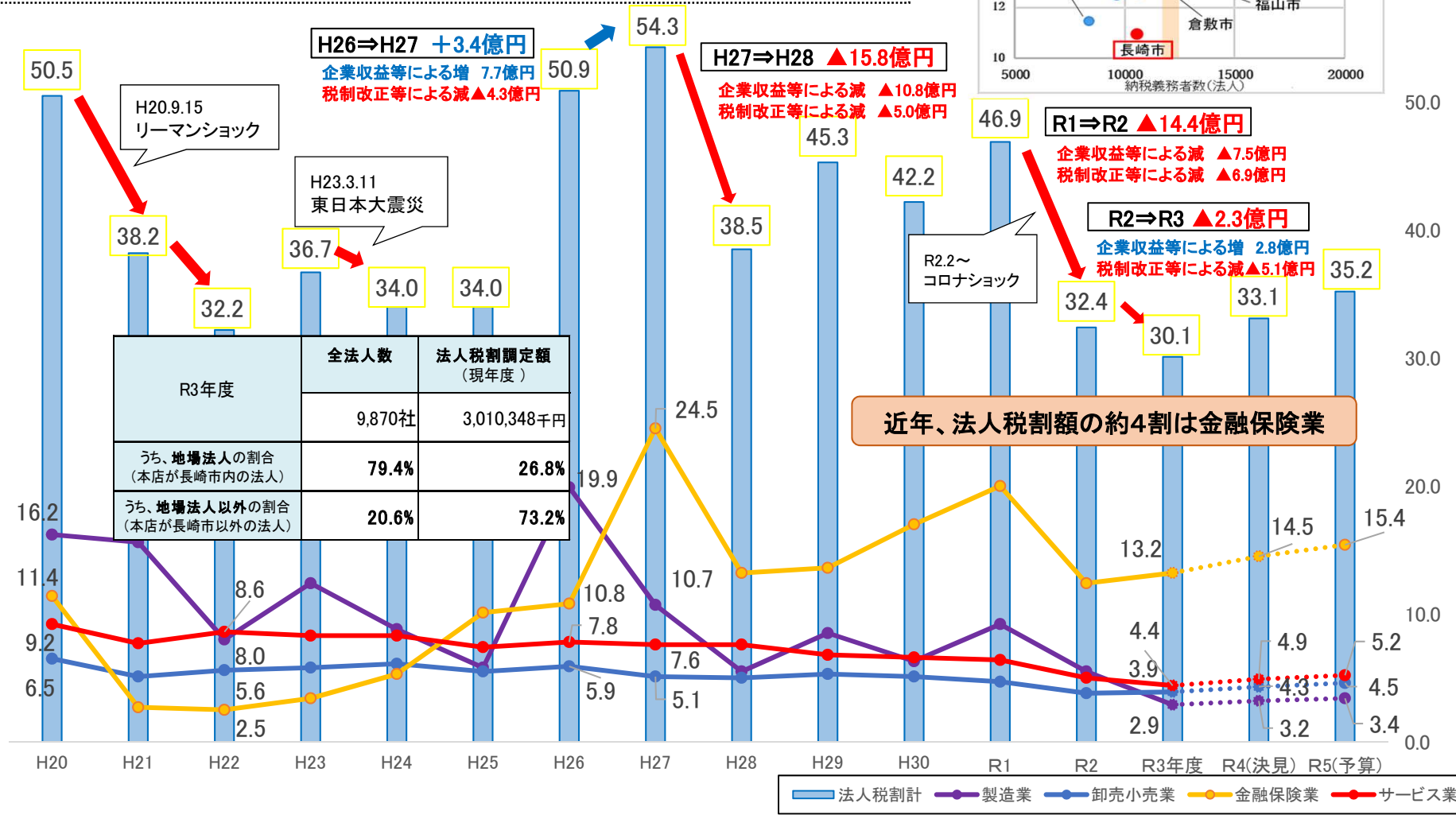
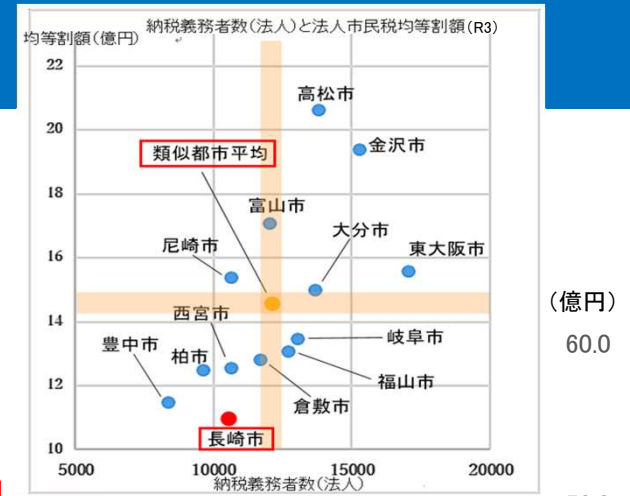
(加味しない場合と比べ、引上の完全移行翌年度である令和8年度で納税義務者数3,284人の増を見込)

(3)-2 個人市民税 給与所得者数と給与収入額の比較



(4) 法人市民税(法人税割額) 主な業種別の推移

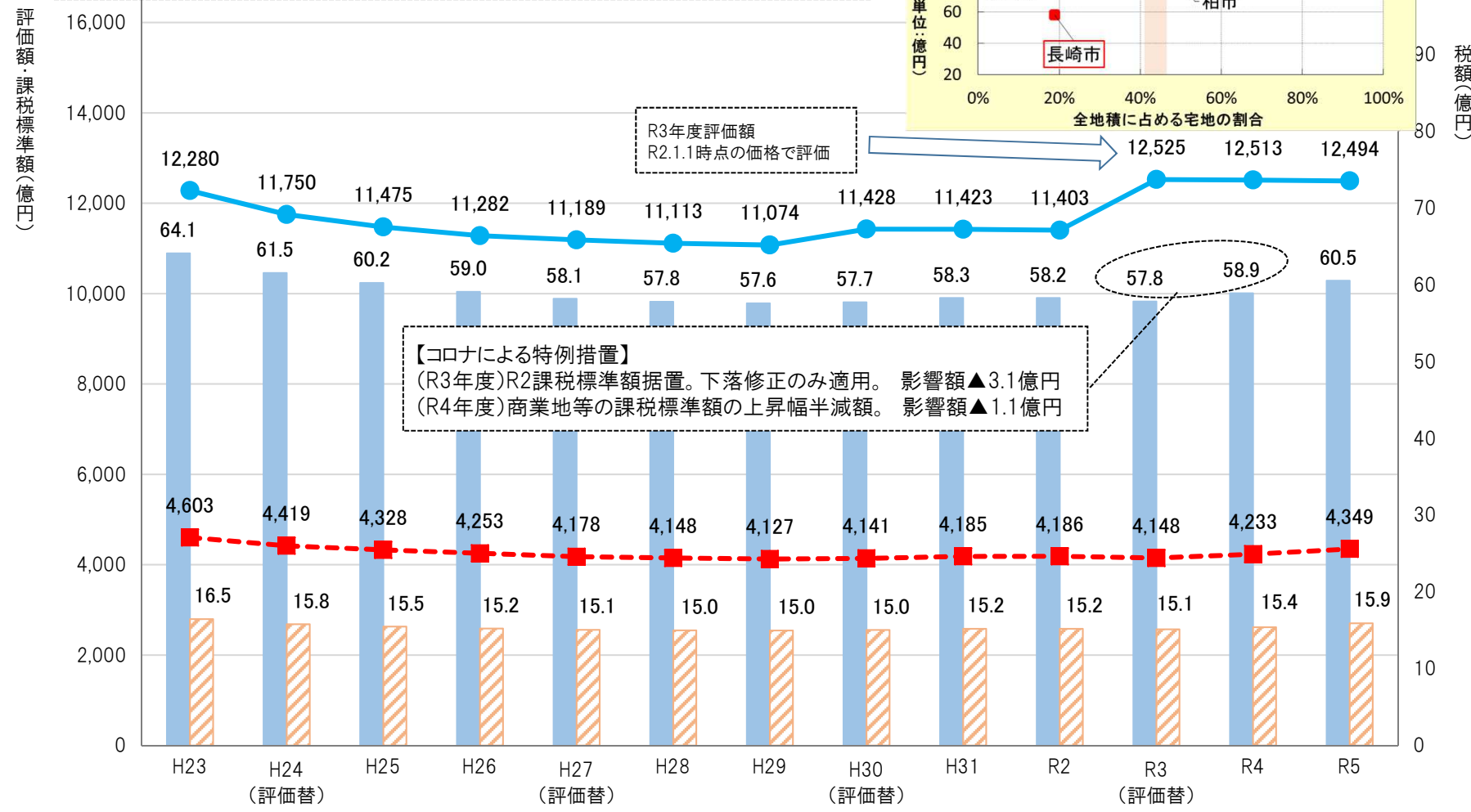
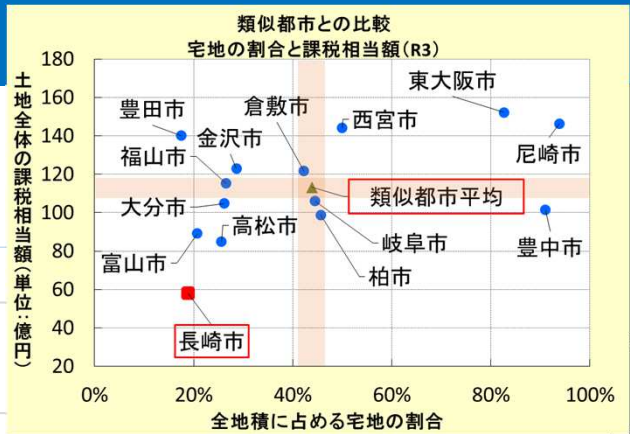
- H20リーマンショック後【H20⇒H21】▲24%、【H21⇒H22】▲16%、特に製造業・金融保険業にマイナス影響
- H23東日本大震災後【H23⇒H24】▲7%、特に製造業にマイナス影響
- R2新型コロナの企業収益等による増減【R1⇒R2】▲16%【R2⇒R3】+9%
- 税制改正(税率14.7%→12.1%:H26.10開始事業年度分) ▲9.3億円
(税率12.1%→8.4%:R元.10開始事業年度分) ▲12.0億円
⇒法人住民税の交付税原資化



近年、法人税割額の約4割は金融保険業

(5)-1 固定資産税(土地) 評価額及び税額の推移

評価替 : 基準年度(3年)ごとに実施。3年間据置
 下落修正: 2年度目及び3年度目に価格が下落した場合、価格を修正
 負担調整: 評価替えに伴う税負担の上昇幅が大きくなる場合、上昇幅を一定範囲に抑える措置
 評価額 : 地価公示価格等 × 0.7
 課税標準額: 住宅用地特例 = 評価額 × 1/6、商業地等 = 評価額 × 0.7

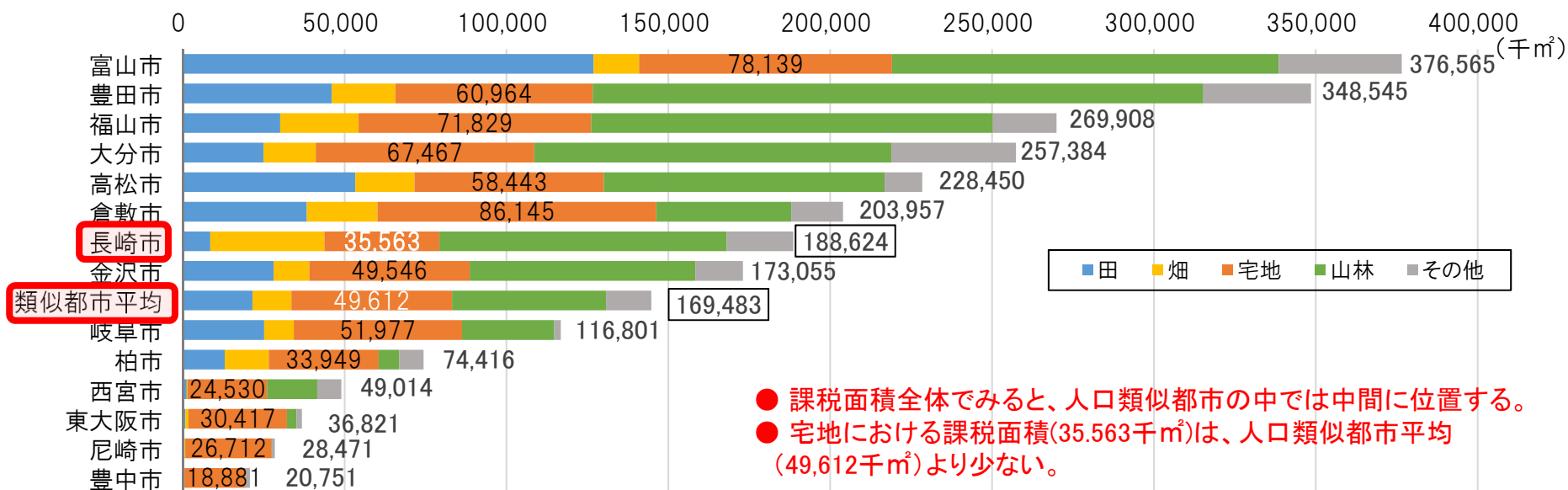


【コロナによる特例措置】
 (R3年度)R2課税標準額据置。下落修正のみ適用。影響額▲3.1億円
 (R4年度)商業地等の課税標準額の上昇幅半減額。影響額▲1.1億円

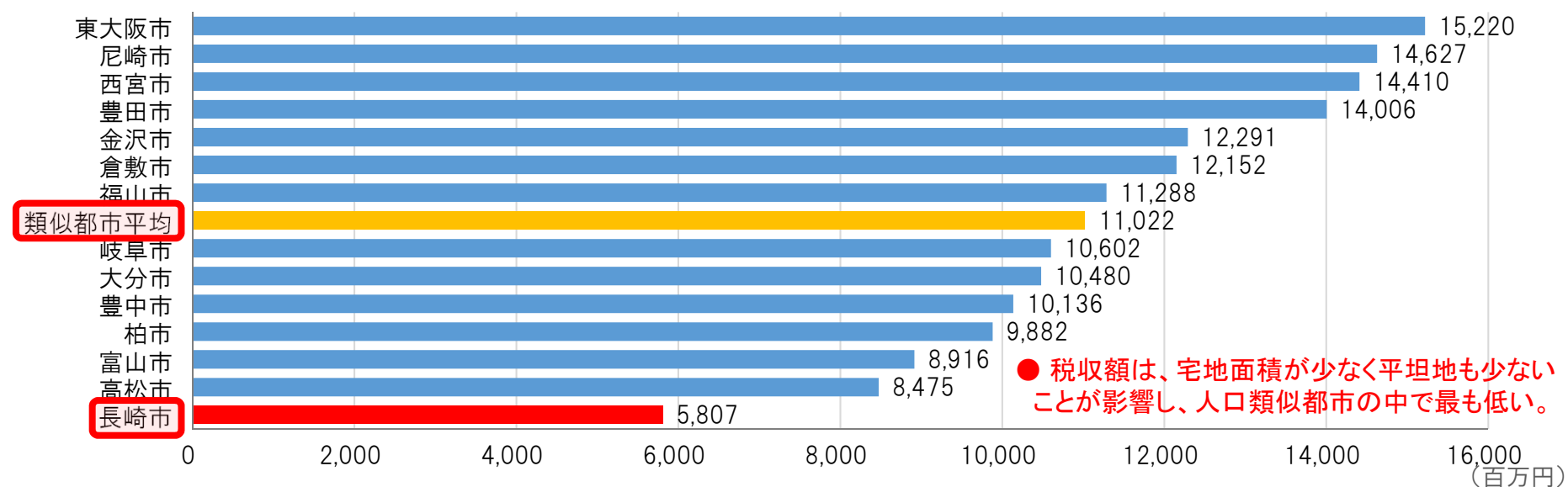
(5)-2 固定資産税(土地) 課税面積と税収額の比較

※令和3年度概要調書より

ア 人口類似都市との課税面積比較

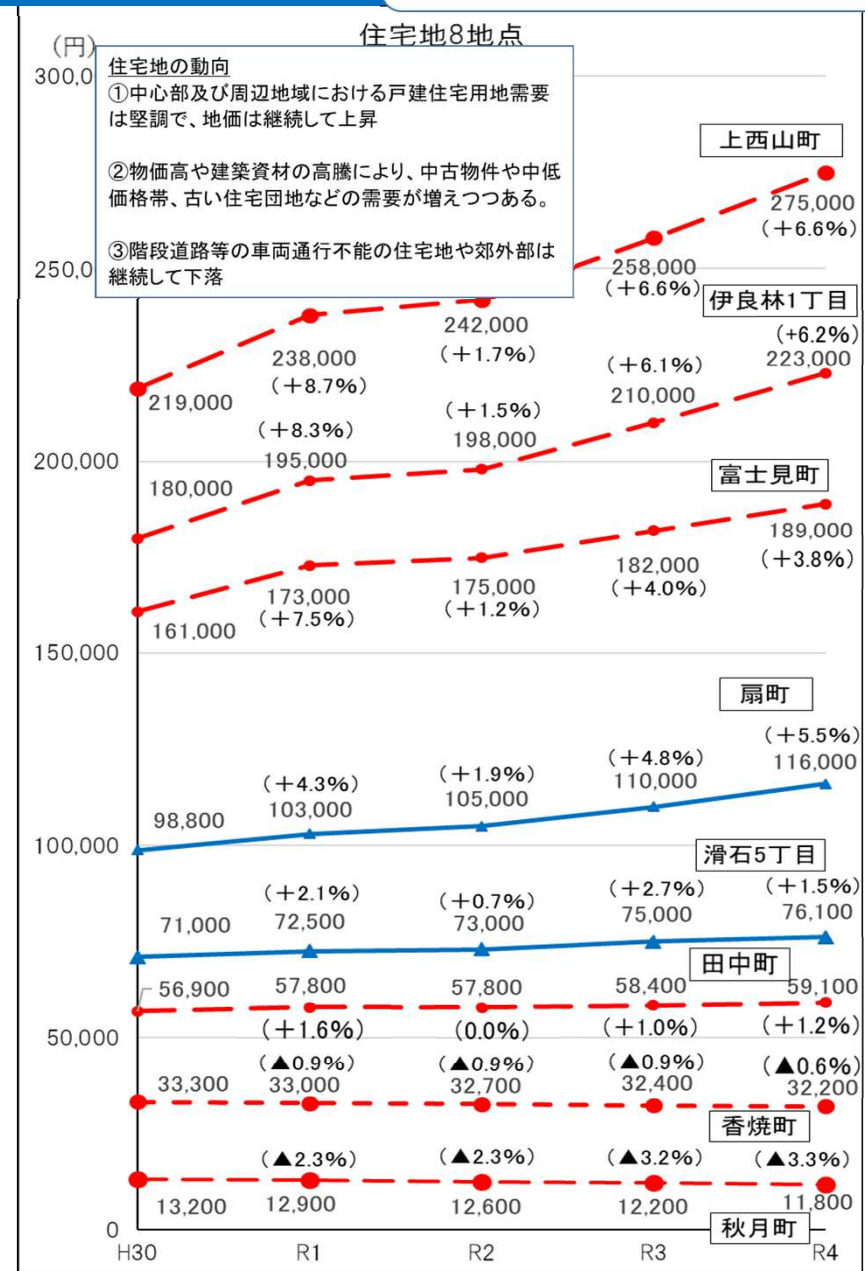
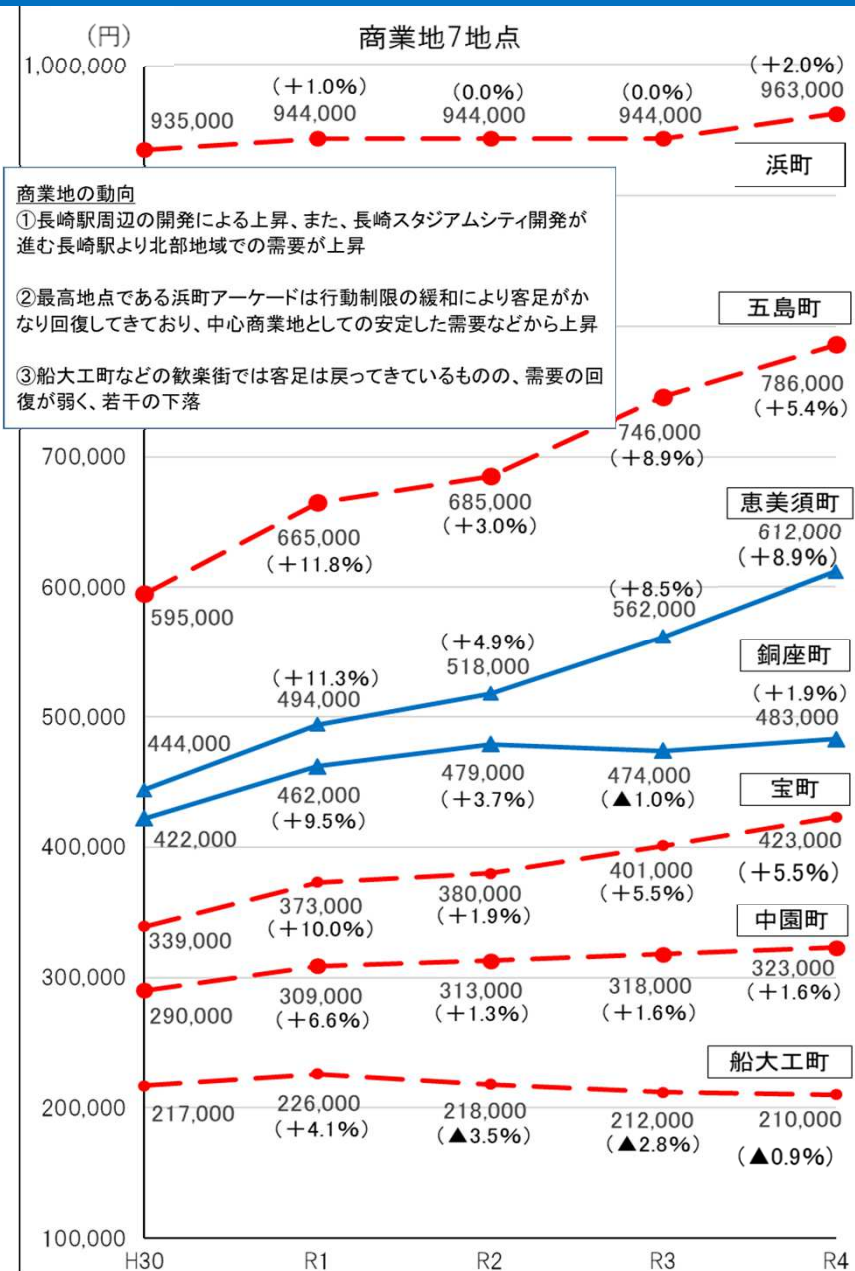


イ 人口類似都市との税収額比較

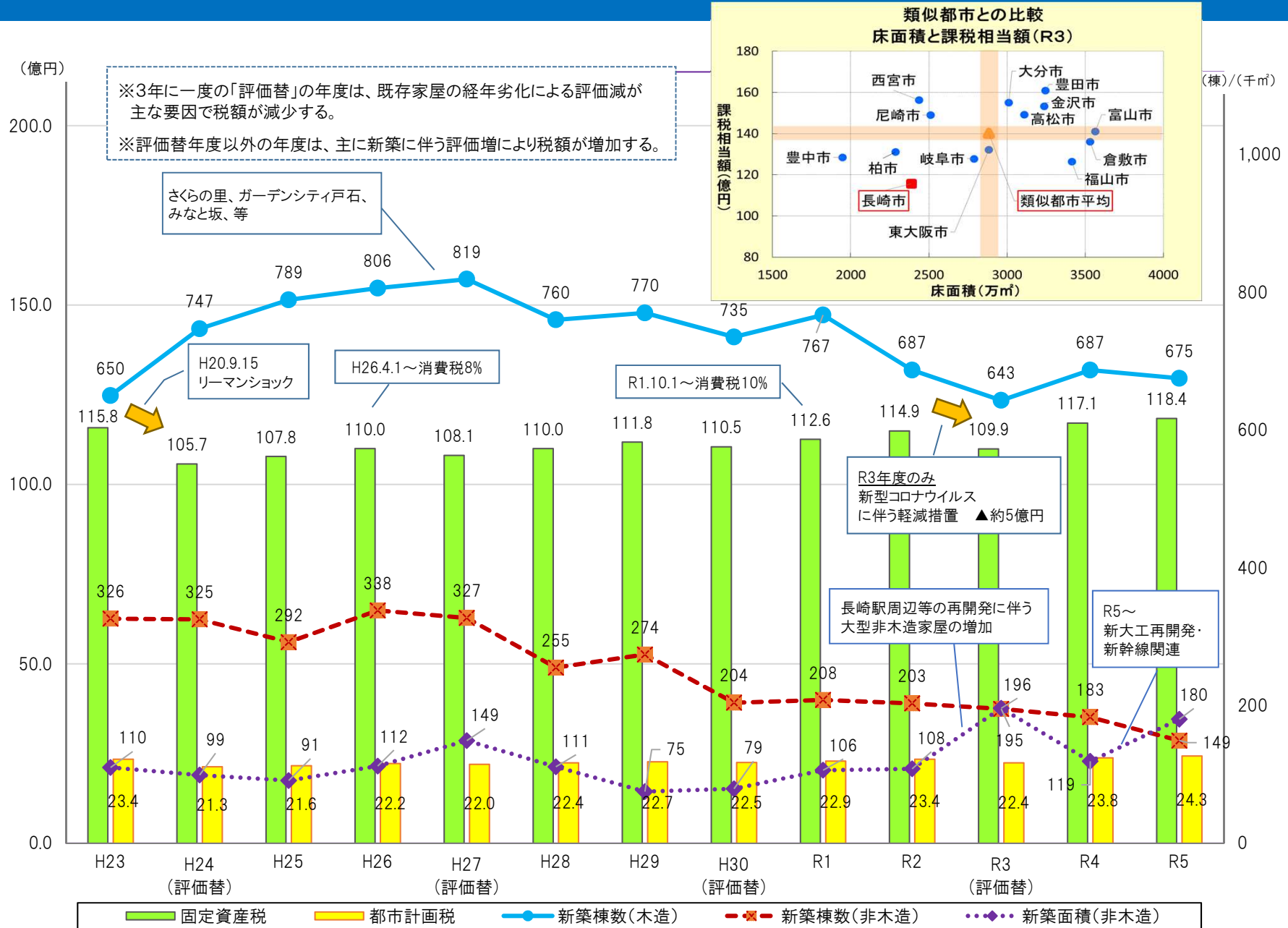


(5)-3 地価公示及び地価調査の概要

青線：地価調査地点（各年度7月1日現在の価格）
 赤線：地価公示地点（各年度1月1日現在の価格）
 ()内数値：対前年度比



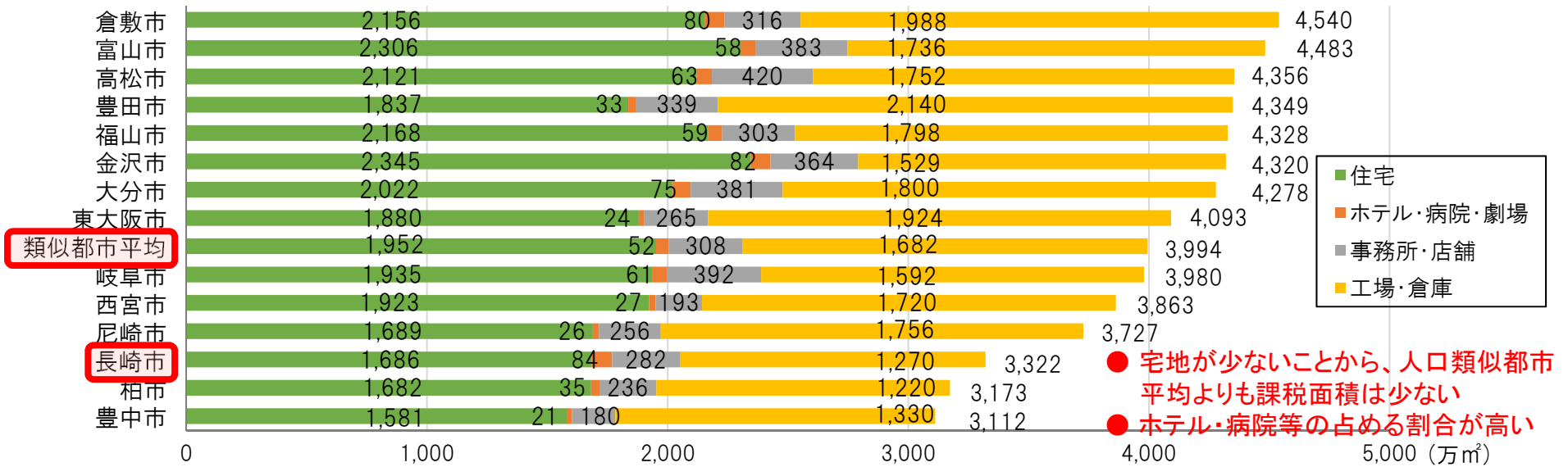
(6)-1 固定資産税(家屋) 税額及び新築家屋の推移



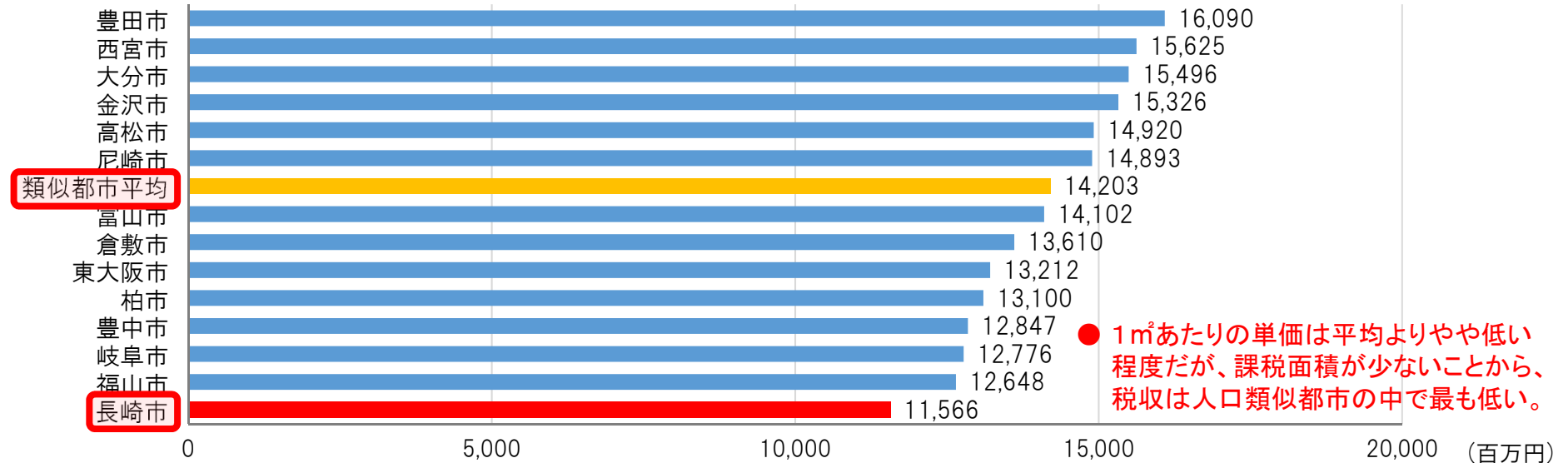
(6)-2 固定資産税(家屋) 課税面積と税収額の比較

※令和3年度概要調書より

ア 人口類似都市との用途別課税面積比較

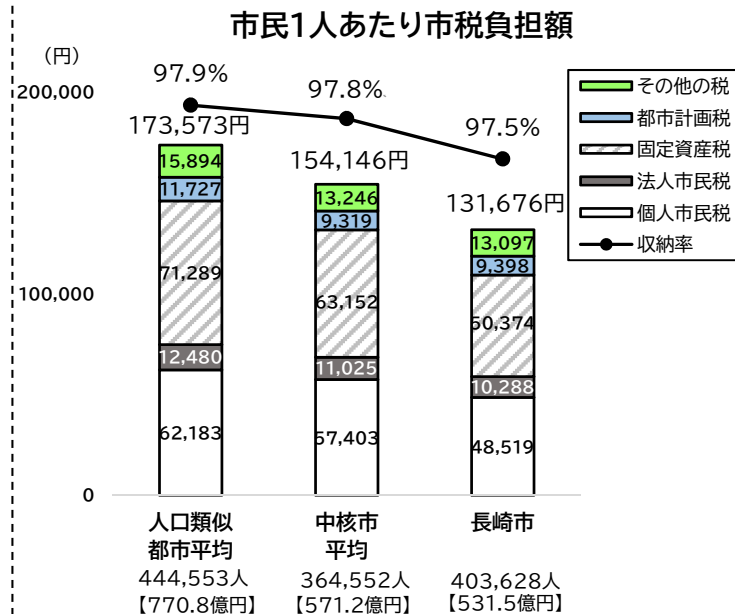


イ 人口類似都市との税収額比較 ※税収は軽減等適用前



(7) 人口類似都市との市税収入額比較 (R3決算)

※平均値:長崎市除く
 ※人口類似都市:人口40万人以上50万人以下の都市(長崎市以外)



■人口類似都市平均との比較

(1) 市民1人あたり税収

・長崎市の市税収入は、平均(770.8億円)の70%弱(531.5億円)で、市民一人あたり負担額は、平均(173,573円)の75%程度(131,676円)で、約42,000円/人少ない。

(2) 主な税目別

ア 個人市民税 ▲13,664円/人

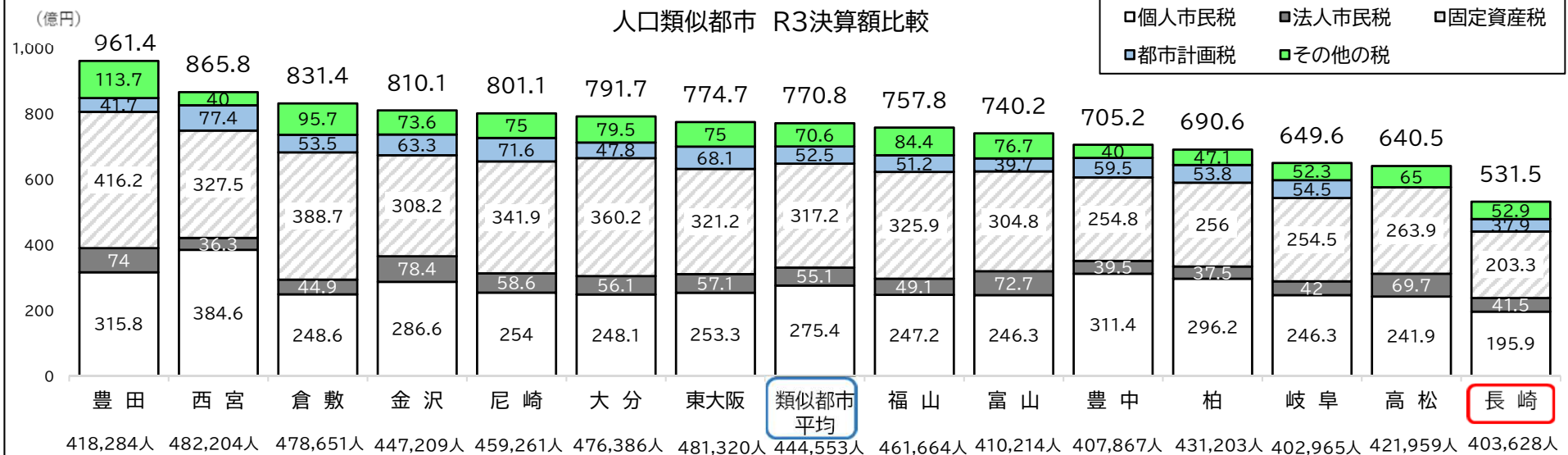
・長崎市の人口に対する納税義務者の割合は48%で、平均より2ポイント(約30,000人)低い。
 ・納税義務者のうち給与所得者の割合は77%で、平均より3ポイント低く、給与所得者数は類似都市の中でも最も少ない。
 ・給与所得者のうち給与収入300万円以下は平均を7ポイント上回り、類似都市で最も高い。(低所得者が多い)

イ 法人市民税 ▲2,192円/人

・長崎市の法人数は類似都市平均の84%程度で、また、大企業(資本金1億円超)数も90%と少ない状況。
 ・業種別割合はサービス業が38%と最大で、平均より9ポイント多く、製造業は7%と平均より6ポイント低い。

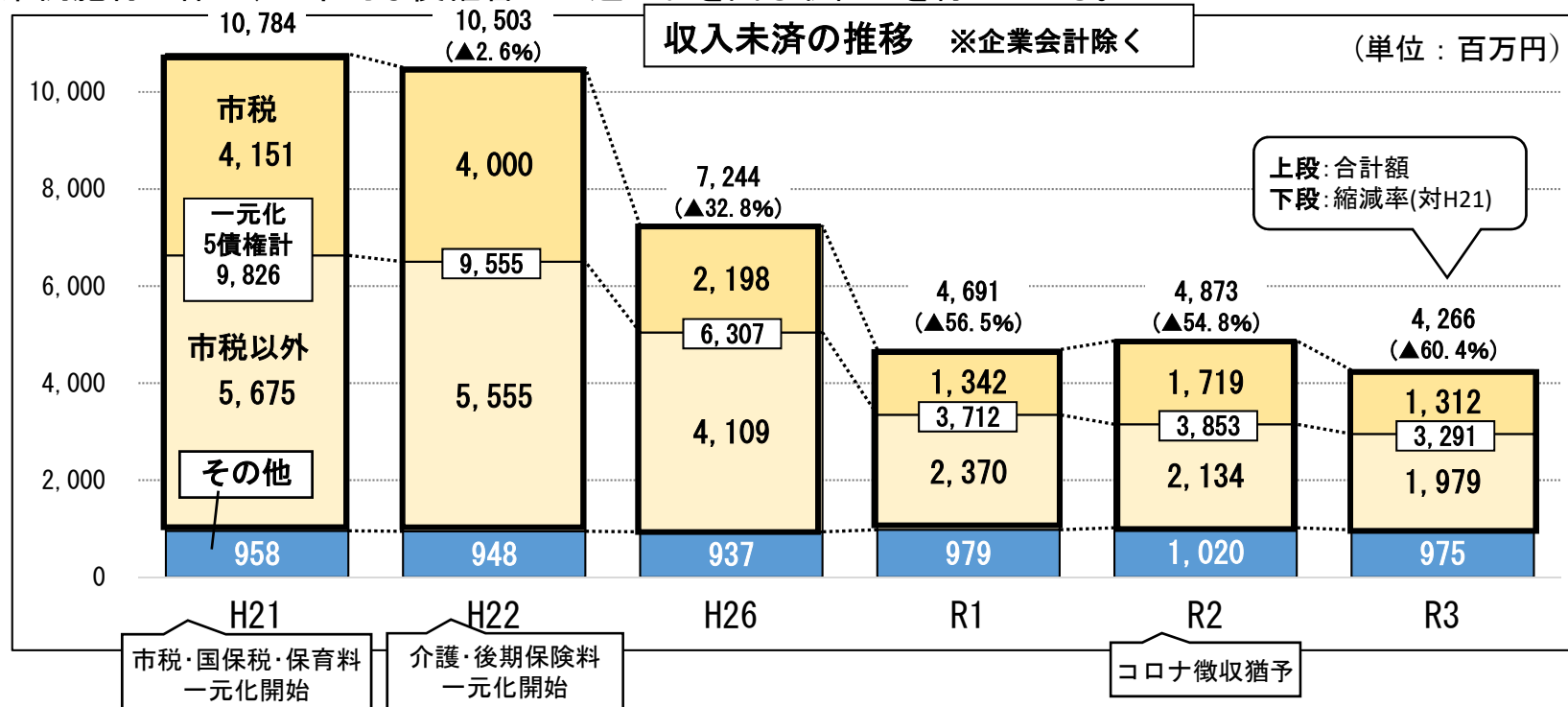
ウ 固定資産税/都市計画税 ▲23,244円/人

・土地は全地積に占める宅地の割合が類似都市平均の72%で、また、1㎡あたり評価額は平均の61%(33,991円)となっている。
 ・家屋は棟数、床面積いずれも平均の83%となっている。
 ※山林や斜面地が多く、宅地が少ないことから、土地・家屋の価格が低い。



(8) 収入未済の状況 (R3決算)

徴収一元化5債権(市税、国保税、保育料、介護保険料、後期保険料)については、縮減されているものの、その他の債権については10億円前後のまま縮減が図れていないことから、令和4年4月の債権管理条例施行に伴い、全市的な債権管理の適正化を図る取組みを行っている。



債権名	未収金額(百万円)	構成比
生活保護費返還金	519	53.2%
母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金	142	14.6%
市営住宅家賃	100	10.3%
その他 (52債権)	214	21.9%
合計	975	100.0%

組織力向上・人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 各課による徴収計画の作成及び実行・進捗管理 組織マネジメント向上のための定期ヒアリング(理財部長・歳入管理監ヒア、特滞室ヒア) 階層別研修の実施(所属長、担当者、採用6年次) 	いつ、何をすべきか明確に
相談体制整備・法的措置の一括管理 <ul style="list-style-type: none"> 司法書士等の専門家と連携した相談体制整備 特別滞納整理室による法的措置の一括管理 	全庁的な司令塔バックアップ体制

3 宿泊税導入後の状況について

(1) 宿泊税の概要

ア 概要

(ア) 課税客体(税金のかかる対象)

長崎市内の宿泊施設への宿泊行為

(イ) 納税義務者

長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊者

(ウ) 税額 宿泊者1人1泊あたり次のとおり

宿泊料金	税額
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

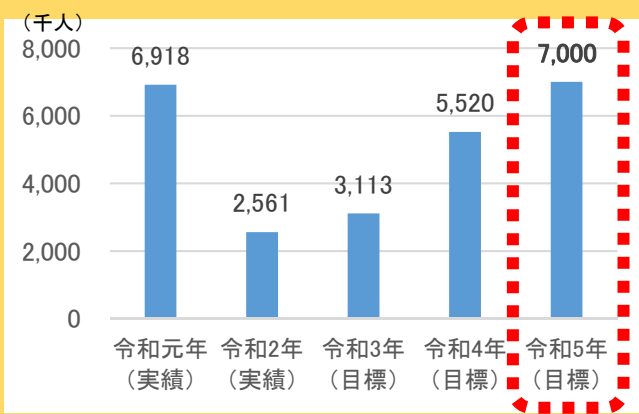
(エ) 課税免除

- a 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者
- b 宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者

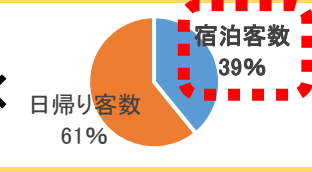
(オ) 導入時期 令和5年4月1日

イ 令和5年度予算額の積算

訪問客数の推移 ※長崎市観光・MICE戦略数値目標より



訪問客の内訳(R円)



↓ × 11/12ヶ月

R5宿泊者数見込み 250.3万人

課税免除対象見込み 28.5万人を除いた

宿泊税の対象となる宿泊者数を**221.8万人**と試算

宿泊料金	税額(円)	R5宿泊者数(万人)	R5予算額(千円)
1万円未満	100	101.4	101,445
1万円以上2万円未満	200	110.3	220,512
2万円以上	500	10.1	50,380
合計	-	221.8	372,337

(1) 宿泊税の概要

ウ 活用事業	<h3>充当額合計</h3> <h2>372,337千円</h2>	
<h4>① サービス向上・消費拡大</h4> <p>53,395千円 (事業費 94,146千円)</p>	<h4>② 情報提供</h4> <p>141,633千円 (事業費 203,924千円)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○観光地域づくり推進費 45,950(46,855) <ul style="list-style-type: none"> ・サステナブルツーリズムの提供 13,618 ・体験商品・長崎グルメ情報の提供 22,045 ・店舗情報の充実(Google Business Profileの活用) 10,287 ○長崎さるく推進費 2,348(37,095) <ul style="list-style-type: none"> ・長崎さるくの情報発信、ガイド研修 ○ナイトタイムエコノミー推進費 5,097(10,196) 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光地域づくり推進費 139,078(178,997) <ul style="list-style-type: none"> ・観光ワンストップサイトにおける情報提供 30,391 ・デジタル広告等による訴求プロモーション 108,687 ○シーボルト来日200周年記念事業費 2,055(20,163) <ul style="list-style-type: none"> ・記念事業における広報プロモーション ○世界・日本新三大夜景推進費 500(4,764) <ul style="list-style-type: none"> ・日本新三大夜景情報発信 	
<h4>③ 受入環境整備</h4> <p>44,193千円 (事業費 136,123千円)</p>	<h4>④ 緊急時の対応等</h4> <p>111,312千円</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○観光地域づくり推進費 32,601(68,074) <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成 29,126 ・MICE向けコンテンツの充実 3,475 ○世界遺産保存整備事業費 <ul style="list-style-type: none"> 「明治日本の産業革命遺産」 1,850(35,500) ・グラバー園 旧三菱第2ドックハウス(世界遺産ガイダンス施設)デジタル映像導入等による展示リニューアル ○総合観光案内所運営費 9,742(32,549) 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光交流基金積立金 111,312 <h4>⑤ 宿泊税賦課費</h4> <p>21,804千円 (事業費 21,816千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等 	

(2) 宿泊税の申告納入状況等

ア 長崎市宿泊税特別徴収義務者申告状況(対象施設205施設、令和5年5月31日現在)

登録済 200施設(97.6%) 仮登録 5施設(2.4%)⇒架電及び文書催告継続対応中

イ 宿泊税申告納入状況(令和5年6月5日現在)

		課税対象(宿泊料金毎に区分)				課税対象外	合計
		1万円未満 (税額100円/人)	1万円以上 2万円未満 (税額200円/人)	2万円以上 (税額500円/人)	小計		
4 月	宿泊者数	164,132人	36,771人	3,086人	203,989人	16,483人 (うち修学旅行9,559人)	220,472人
	申告納入額	16,413,200円	7,354,200円	1,543,000円	25,310,400円	—	25,310,400円

※ 令和5年度予算額(R5.4月～R6.2月宿泊の11か月分)

課税対象宿泊者数 221.8万人 372,337千円(約202,000人/月、約34,000,000円/月)

<長崎市宿泊税の電子申告について>

長崎市宿泊税の納入申告書の提出について、郵送や窓口での紙提出だけではなく、パソコンやタブレットなどからの電子申告による提出について要望があり、電子申請サービスによる電子申告を導入している。

令和5年4月分申告納入済185施設中、81施設(43.8%)電子申告利用

(2) 宿泊税の申告納入状況等

ウ 令和5年度広報実施状況

広報時期	広報場所	広報物
R5.4.1～R6.3.31 (R5年度予算) ※R4年度から継続	JR九州駅構内(長崎・浦上・諫早・武雄温泉・博多)	B1ポスター
	長崎駅構内	デジタルサイネージ(電子看板)
	長崎近郊JR車内	B3ポスター
	空港バス	ステッカー、A4チラシ
	バスターミナル	B1ポスター
	サービスエリア(金立・川登)	B1ポスター
	長崎空港ロビー	B1ポスター
R4.12.1～ 広報依頼 ※R4年度から継続	宿泊施設	B2・B3ポスター、A4チラシ、卓上ポップ、リーフレット
	港ターミナル(長崎港・松が枝港・五島港)	B2・B3ポスター、A4チラシ、卓上ポップ
	港ターミナル(高島港・伊王島港)	B2ポスター、A4チラシ
	観光施設	B2・B3ポスター、A4チラシ
	タクシー会社	A4チラシ
	道の駅	B2ポスター、A4チラシ
	県内大学	B2・B3ポスター、A4チラシ

エ 宿泊施設(特別徴収義務者)からの問合せ状況

(ア) 件数51件(R5.3.27～R5.5.31)

(イ) 相手方:宿泊事業者74% 旅行会社8% 学校関係者6%など

(ウ) 内容

- | | |
|------------|--|
| a 制度:7件 | ・宿泊はキャンセルになったが、宿泊料金を徴収する場合は宿泊税はかかるのか。 |
| b 申告:21件 | ・旅行会社から預かった宿泊税はどうしたらいいか。 |
| c 課税免除:16件 | ・修学旅行で旅行会社や学校が雇用した看護師は課税免除の対象か。
・修学旅行の下見の宿泊は課税免除の対象か。 |
| d その他:7件 | ・領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要があるか。 |

4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税の対応状況について

(1) 地方税の納税猶予

ア 地方税法の特例措置

- ① 徴収猶予
 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、コロナの影響により、収入等が減少し、納税が困難になった納税者の支援策として創設

- 内容：納期の延長（延滞金なし、担保不要）
- 対象：収入が、前年同月比較で1月でも20%以上減した者
- 適用：令和2年2月～令和3年1月末までに納期限が到来する地方税

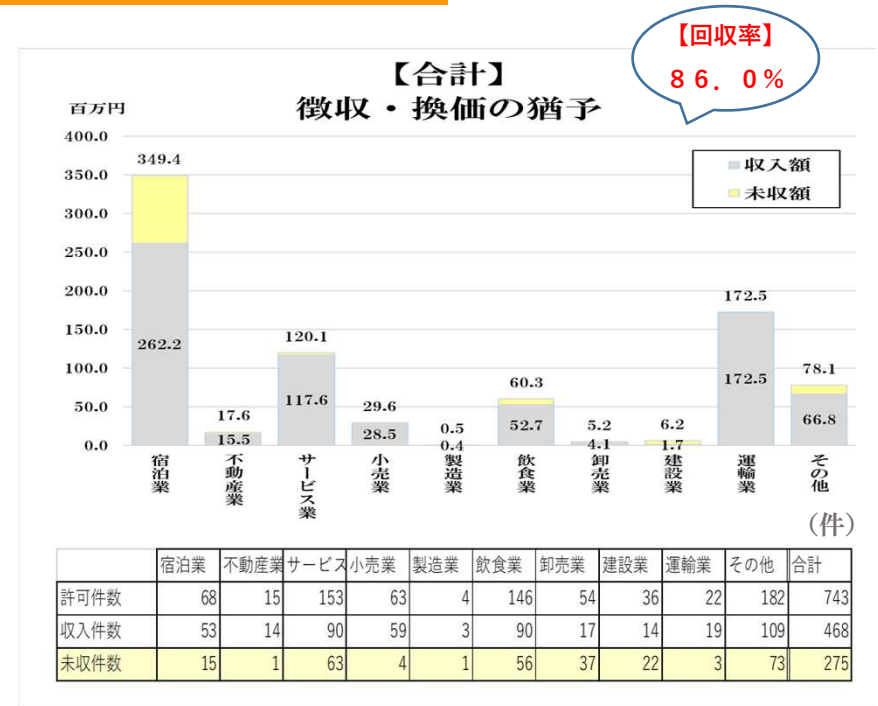
イ 本市独自の柔軟な対応

総務省通知に基づき、特例措置終了後においても、コロナの影響により納税が困難な納税者に対して引き続き、柔軟な対応を実施

- ② 徴収猶予
- 内容：納期の延長（延滞金なし、担保不要）
 - 対象：収入が、前年比較で20%以上減した者
 - 適用：令和3年2月～令和5年3月末までに納期限が到来する地方税
- ③ 換価の猶予
- 内容：納期の延長（延滞金なし、担保不要）
 - 対象：収入が、コロナ前※同月比較で1月でも20%以上減した者
 誠実な納付意欲（分納約束） ※コロナ前…平成31年2月～令和2年1月
 - 適用：令和3年9月～令和5年3月末までに納期限が到来する地方税

	R2.2	R3.2	R3.9	R5.4
徴収猶予	地方税法の特例措置 ①			
	通常の制度	柔軟な対応 ②		通常の制度
換価の猶予	通常の制度		柔軟な対応 ③	通常の制度

ウ 実績



(百万円)

	許可額	収入額	未収額
個人市民税	33.2	21.5	11.7
法人市民税	33.6	32.7	0.9
固定資産税	589.1	508.4	80.7
償却資産税	81.8	77.9	3.9
軽自動車税	0.2	0.1	0.1
事業所税	101.6	81.4	20.2
合計	839.5	722.0	117.5

4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税の対応状況について

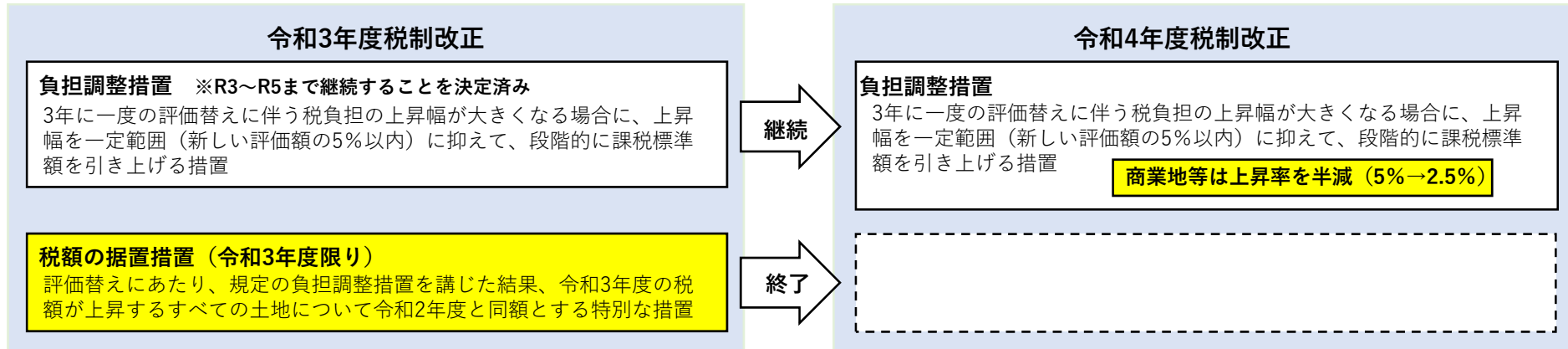
(2) 固定資産税・都市計画税の特例措置

令和2年度以降の税制改正の内容と影響額

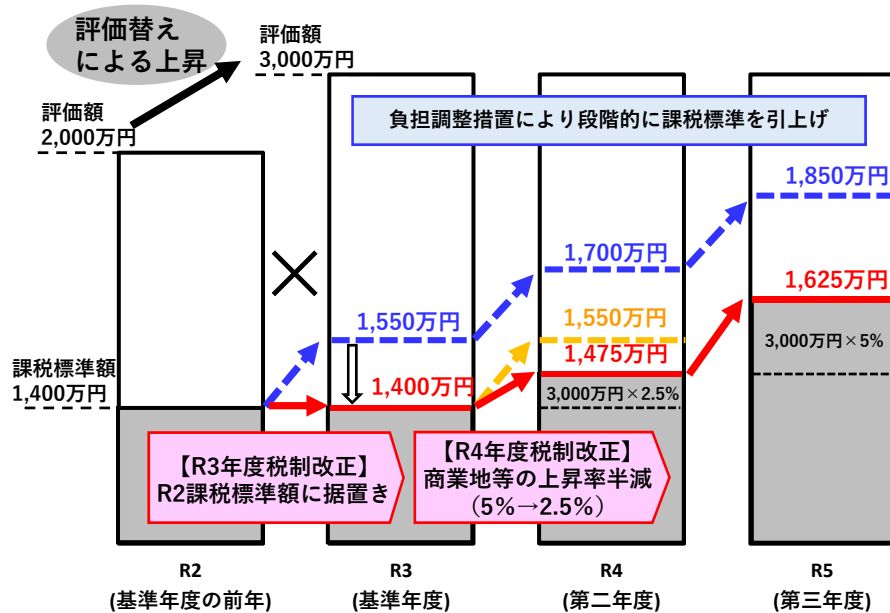
改正年度	税制改正の概要	R3影響額	R4影響額	財源措置																		
令和2年度	①先端設備等に対する課税標準の特例措置の対象拡充 (R2限り) 《拡充内容》構築物(償却資産)及び事業用家屋を追加 《特例割合》ゼロ以上1/2以内で条例で定める割合 ⇒ 本市条例:ゼロ(最大軽減) 《対象資産》R2.4.30~R3.3.31取得分	— (対象なし)	— (対象なし)	地方特例交付金 100%																		
令和3年度	②先端設備等に対する課税標準の特例措置の延長 (R3~R4) 《特例割合》①と同様 ⇒ 本市条例:ゼロ(最大軽減) 《対象資産》R3.4.1~R5.3.31取得分		▲200万円	地方特例交付金 100%																		
	③コロナ禍において売り上げが減少した中小事業者等に対する課税標準の特例措置 (R3限り) 《対象》R2.2月~10月までの任意の3ヵ月の売り上げが前年同時期比で30%以上減少している中小事業者等 《対象資産》償却資産及び事業用家屋 《特例割合》 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減少率</th> <th rowspan="2">軽減率</th> <th colspan="3">件数</th> </tr> <tr> <th>家屋</th> <th>償却資産</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%以上~50%未満</td> <td>1/2軽減</td> <td>321件</td> <td>339件</td> <td>660件</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>全額軽減</td> <td>342件</td> <td>406件</td> <td>748件</td> </tr> </tbody> </table>	減少率	軽減率	件数			家屋	償却資産	合計	30%以上~50%未満	1/2軽減	321件	339件	660件	50%以上	全額軽減	342件	406件	748件	▲7.4億円		地方特例交付金 100%
	減少率			軽減率	件数																	
家屋		償却資産	合計																			
30%以上~50%未満	1/2軽減	321件	339件	660件																		
50%以上	全額軽減	342件	406件	748件																		
④通常の負担調整措置を講じた結果、増額となるすべての土地の税額をR2年度と同額とする措置 (R3限り) ※次ページ参照	▲3.1億円			普通交付税 75%																		
令和4年度	⑤商業地等の土地について、負担調整措置による課税標準の上昇幅を半減させる措置 (R4限り) ※次ページ参照		▲1.1億円	普通交付税 75%																		

4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税の対応状況について

令和3年度及び令和4年度の土地に係る特例措置について

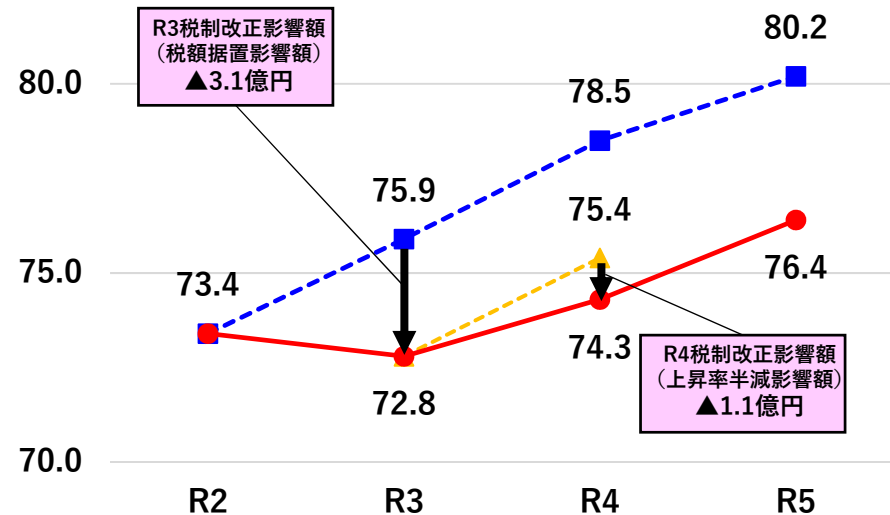


負担調整措置及び据置措置のイメージ（商業地等）



長崎市における影響額（固定資産税 + 都市計画税）

税額：億円



4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税の対応状況について

(3) まとめ

ア 地方税の納税猶予

- ・ 国の特例措置に加え、市の柔軟な対応により、納税が猶予されたことから、宿泊・飲食・サービス業・運輸業などコロナ禍の影響を受けた納税者の負担軽減に寄与した。
- ・ 猶予許可額のうち86%は収入済みだが、猶予期間を経過しても納付されない未収額が発生しており、今後は案件に応じた適正な対応が必要である。

イ 固定資産税・都市計画税の特例措置

- ・ 収入が減少した中小事業者等に対する軽減や、土地の税額に対する据え置きなどを講じ、納税者の負担軽減に寄与した。
- ・ 生産性を向上させる先端設備等を新たに整備する事業者等に対する支援措置を講じ、中小事業者等の投資を下支えした。

新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが引き下げられるなど、社会経済活動がコロナ前に戻りつつあることから、令和4年度末をもって市税の特例的な取り扱いを終了した。

5 市有地の処分について

市有地売払いの結果報告

物件	所在地	地目 構造	地積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	長崎市小瀬戸町 733番4	雑種地	11,783.50m ²	230,000,000円	277,770,000円	一般競争 入札	法人
2	長崎市為石町字 南法丈3653番18	宅地	38.27m ²	498,000円	720,000円	一般競争 入札	個人
3	長崎市高島町字 千場98番1	宅地	540.68m ²	1,007,000円	1,310,000円	一般競争 入札	個人
		木造平家建	120.90m ²				
4	長崎市田中町79 番73	公衆用道路	12.69m ²	1,140,000円	1,150,000円	随契売払	個人
5	長崎市川原町字 東橋山878番2ほ か3筆	雑種地 公衆用道路 山林	826.60m ²	1,239,900円	1,239,900円	随契売払	長崎県
6	長崎市為石町字 年崎4731番12	宅地	4.20m ²	85,600円	85,600円	随契売払	長崎県
7	長崎市琴海村松 町字丸島1164番6 ほか3筆	雑種地	178.46m ²	53,500円	500,000円	随契売払	個人
8	長崎市川原町字 宮田346番3	雑種地	23.42m ²	57,500円	60,000円	随契売払	個人
合計		(土地) (建物)	13,407.82m ² 120.90m ²	234,081,500円	282,835,500円		

物件 1

位置図



物件 2

位置図



現況写真



現況写真



物件 3

位置図



現況写真



物件 4

位置図



現況写真



物件 5

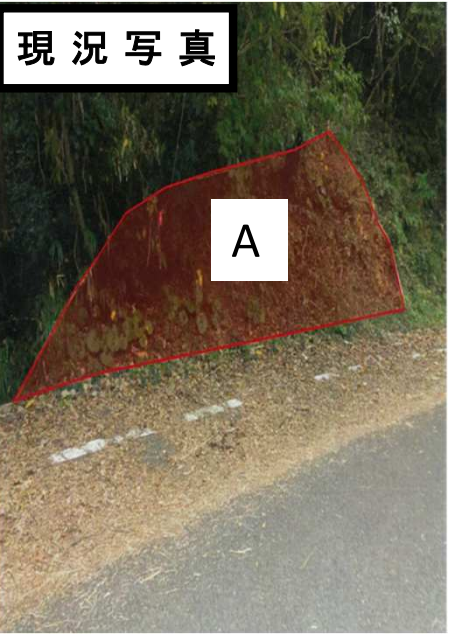
位置図

川原町字東橋山
878番2ほか3筆

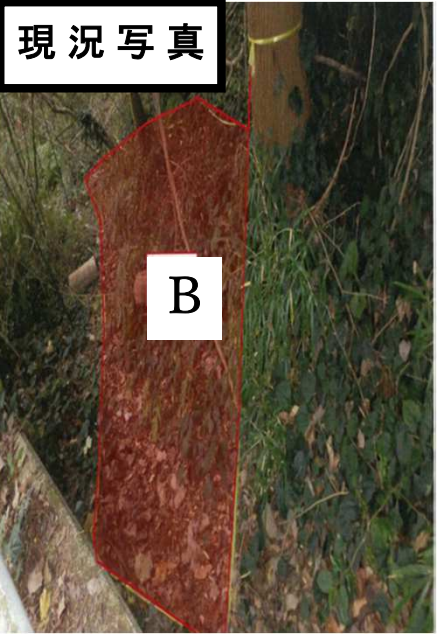


国土地理院地図

現況写真



現況写真



物件 6

位置図

写真方向

為石町字年崎4731番12



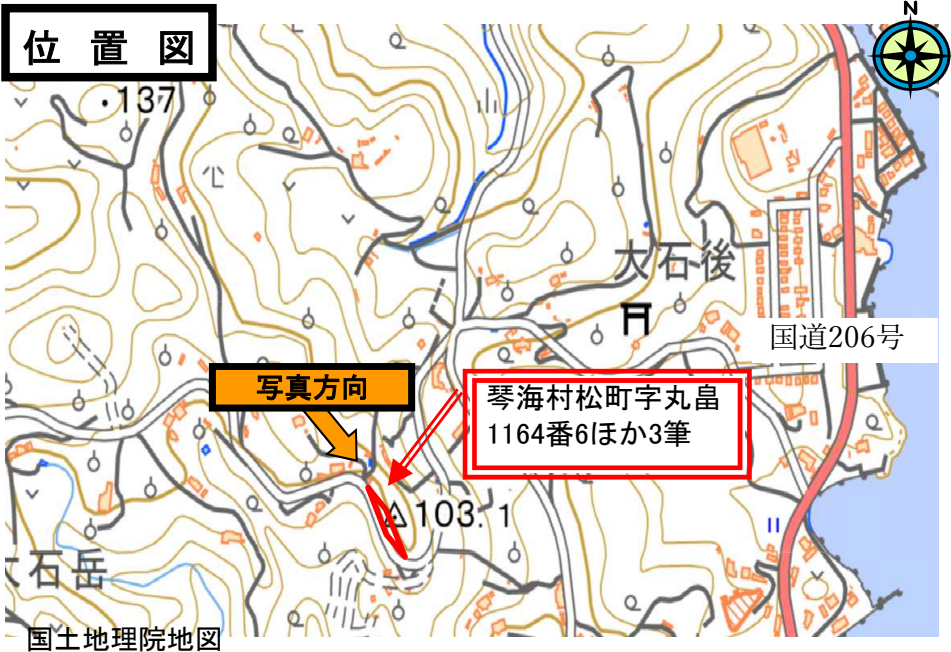
国土地理院地図

現況写真



物件 7

位置図

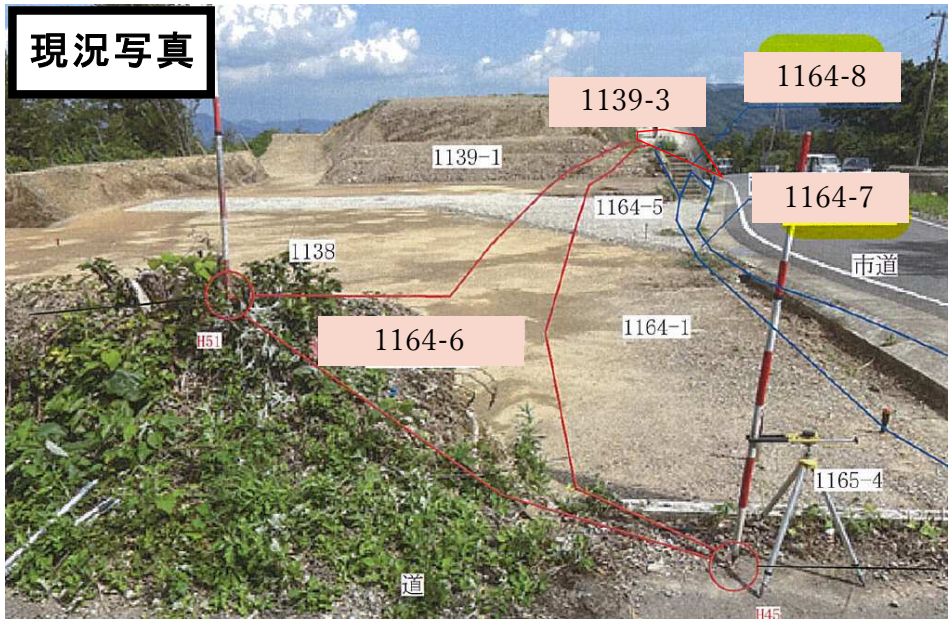


物件 8

位置図



現況写真



現況写真

